

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和3年2月24日（水）

午前10時00分開会，午後3時34分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - （1）教育委員会関係
 - （2）保健福祉部関係
 - （3）その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長	塚原	圭二
副委員長	目黒	英一
委 員	奥谷	崇
委 員	矢口	勝雄
委 員	下村	壽郎
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員（1名）

委 員	田子	優奈
-----	----	----

説明のため出席した者（21名）

教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
参事	菊池	正和
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之
文化生涯学習課長	中澤	達也

スポーツ振興課	根本 卓也
図書館長	大貫 三千夫
指導課長	中山 弘
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長 黒澤 春彦	
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	平井 康裕
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	菊田 宏巳
こども相談課長	中川 光美
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	元川 宏
健康増進課長	羽成 信明
つくしの家所長	中村 孝一
療育支援センター所長	直井 洋明

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者（なし）

○塚原委員長 ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。早速、協議及び報告事項に入ります。教育委員会から行います。委員の皆さんにはサイドブックの、文教厚生委員会、令和3年、2月24日開催、教育委員会をお開きください。ではまず、議案関係1 土浦市青少年センター条例の一部改正案について執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 議案関係1 番、土浦市青少年センター条例の一部改正案について、委員会資料の①をご覧ください。御説明いたします。この度の、青少年センター条例の一部改正は、議案第13号、土浦市こどもランド条例の制定に伴うものでして、1番目の改正の趣旨にありますように、令和3年4月からの土浦市の組織改編により、青少年センター内の施設であるこどもランドが、市長部局に移管され、土浦市こどもランド条例を新たに制定することから、青少年センター条例の一部を改正するものです。2番目の改正の内容でございますが、青少年センターの施設として位置づけられている2つの施設、こどもランドと研修室の内、こどもランドが

市長部局に移管されることから、こどもランドに係る部分を削るとともに、残った研修室について規定を見直し、合わせて文言を修正するものです。この条例は3月議会に上程いたしまして、令和3年4月1日から施行するものです。なお、土浦市こどもランド条例につきましては、移管先において、条例を制定いたしますことから、保健福祉部の方で、説明がございますので、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。2令和2年度土浦市一般会計補正予算第16回案について執行部より順次説明をお願いします。

○藤井教育総務課長 資料②のアをお願いいたします。第16回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応の国の臨時交付金等を活用して実施する事業の補正です。教育総務課は3事業ございます。はじめに、小中学校空調機器整備事業です。1の補正の理由については、二つございます。一つは、昨年11月に内定となり、12月補正にて歳入予算を増額した交付金について、国の補助加算率の増による変更交付決定があったことから、歳入予算の増額補正をお願いするものです。二つ目の理由は、小中学校空調機器整備事業については12月補正をしたところですが、国の令和2年度第3次補正予算の交付金を活用して、新規事業として、相談室など、教科別特別教室以外の特別教室に空調機器を設置するために歳入・歳出予算の増額補正をお願いするものです。12月の補正予算では、理科室など、教科別特別教室へ空調機器を設置するものでしたが、今回は、相談室など、その他の特別教室へ空調機器を設置するもので、これにより、特別教室の空調機器設置率は100パーセントとなります。2の補正予算額ですが、歳入については、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金の、3節小学校費交付金について、5,102万5,000円、1節中学校費交付金について、6,639万円の増額です。なお、小学校・中学校の内訳は表の下に記載のとおりです。次のページをお願いします。歳出については、14節工事請負費と17節備品購入費に計上しておりますが、規模の大きな教室への取り付けは工事請負費、規模の小さな教室への取り付けは備品購入費としております。小学校については、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の14節工事請負費について、4,001万8,000円、17節備品購入費について、1,526万1,000円の、増額です。中学校については、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の14節工事請負費について、3,996万3,000円、17節備品購入費について、541万5,000円の、増額です。次に、小中学校大規模改造トイレ事業です。1の補正の理由は、昨年11月に内定となり、12月補正にて歳入予算を増額した交付金について、国の補助加算率の増額決定があったことから増額補正をお願いするものです。2の補正予算額ですが、16款国庫支出金、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金の、3節小学校費交付金について、1,168万3,000円、1節中学校費交付金について、343万3,000円の

増額です。次のページをお願いします。学校管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業です。1の補正の理由は、国の令和2年度第3次補正予算に計上された感染症対策等の支援事業の補助金を活用して、小中学校等の水道のハンドル式蛇口を、レバー式に交換するために、歳入・歳出予算の増額補正をお願いするものです。2の補正予算額ですが、歳入は、16款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金の、1節小学校費補助金について、738万9,000円、2節中学校費補助金について、481万7,000円の増額です。歳出は、小学校については、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の、10節需用費について、1,671万3,000円、中学校については、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の、10節需用費について、1,161万2,000円の増額です。教育総務課の説明は以上でございます。

○中澤文化生涯学習課長 つづきまして、委員会資料②のイをご覧ください。御説明いたします。1ページ目、地区公民館新型コロナウイルス感染症対策事業についてです。新治地区公民館を除く、各地区公民館7館の水栓蛇口について、蛇口が回転式ハンドルとなっているものをレバー式に交換することにより、ウイルスの接触感染リスクを低減させるため、計62個の水栓レバーの交換工事を行うものです。歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、歳出につきましては、5項社会教育費、1目公民館費、14節工事請負費235万3,000円の増額補正をお願いするものです。次に、右側の2ページ目、放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策事業についてです。先ほど御説明の、各地区公民館の水栓レバーの交換工事と同様の内容でございまして、児童クラブ専用の建物となっております10か所のクラブの水栓蛇口、計62個の交換工事を行うものです。歳入は同じく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、歳出につきましては、5項社会教育費、11目青少年育成費、14節工事請負費87万6,000円の増額補正をお願いするものです。説明は、以上でございます。

○木塚博物館副館長 つづきまして、博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場です。委員会資料②のウをご覧ください。博物館新型コロナウイルス感染症対策事業についてです。博物館の水栓蛇口について、蛇口が回転式ハンドルとなっているものをレバー式に交換することにより、ウイルスの接触感染リスクを低減させるため、11個の水栓レバーの交換修繕を行うものです。歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、歳出につきましては、5項社会教育費、8目博物館費、10節需用費修繕料12万9,000円の増額補正をお願いするものです。次のページをお願いします。上高津貝塚ふるさと歴史の広場新型コロナウイルス感染症対策事業についてです。先ほど説明の、博物館の水栓レバーの交換工事と同様の内容でございまして、8個の水栓蛇口の交換修繕を行うものです。また、屋外トイレが和式であることから、飛沫感染を防止し利用者の安全安心を確保するため、蓋つきの洋式トイレに改修工事を行うものです。歳入は同じく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、歳出につきましては、5項社会教育費、

3目ふるさと歴史の広場管理費，10節需用費修繕料6万3,000円と14節工事請負費129万8,000円の計136万1,000円の増額補正をお願いするものです。説明は，以上でございます。

○**根本スポーツ振興課長** 資料②エをお願いします。1ページ目，体育施設等新型コロナウイルス感染症対策事業の水栓レバー交換修繕でございます。新型コロナウイルス感染防止対策として，国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して，体育施設6施設の水道の蛇口26か所の交換を行うものです。補正予算額は，3目体育施設費，10節需用費について，49万1,000円の増額補正をお願いするものです。なお，この6施設以外につきましては，この後説明させていただきますトイレ改修工事に合わせて行うものでございます。続きまして，2ページをお願いします。同じく，体育施設等新型コロナウイルス感染症対策事業で，こちらはトイレ洋式化改修工事でございます。記載の施設の和便器の洋式化及び既設洋式便器への蓋設置，そして水道蛇口の水栓レバーの交換を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行うもので，補正予算額は3目体育施設費，14節 工事請負費において，2,946万1,000円の増額補正をお願いするものです。いずれの事業も令和3年度に予算を繰越して工事を行うものでございます。なお，水郷文化体育会館トイレ改修につきましては，茨城県との管理協定で，工事費が100万円を超えるものは茨城県が行うこととなっていることから，県に対して改修の要望を行って参りたいと考えております。

○**中山指導課長** 指導課でございます。②のオ，令和2年度土浦市一般会計補正予算を開きください。それでは説明させていただきます。教育相談室新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。補正の理由でございます。教育相談室に通室する児童生徒の新型コロナウイルス感染症対策のため，旧宍塚小学校の教育相談室及び共有部分のトイレにおきまして，蓋付洋式トイレに変更したり，手洗い場の水洗レバーを交換したりするため，歳入及び歳出予算を増額補正をお願いするものでございます。補正の予算額に付きまして，歳入につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したいと思っております。歳出につきましては9款教育費，1項教育総務費，2目事務局費，14節工事請負費により220万円の増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○**塚原委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** 今回トイレとか水洗レバーに一気に変わるということで，非常に今回こういうコロナでついた予算を上手に使っていただいたということで評価をしたいと思っております。ただ，ちょっと気になるというか水栓レバーに換えることによって手を触れなくて済むようになる一方で，トイレのドアとかそこら辺の手を洗った後に，出る時にドアにどうしても触れなくてはいけなくなるというのは，以前からいろんな方に言われていることでして，レバーに換えたことによってなおさらそのことが，注目されてくるのではないかなと思うので，こちらの対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○塚原委員長 それは要望ですか。

○矢口委員 要望です。できたらお考えも認識もお伺いしておいた方がよろしいでしょうか。ちなみにですね、コンビニになんか行くと冷蔵庫のドアありますよね。あれを足で開けられるようなのがついてるところもあるので、そういうのも1つの手かと思いますが、お考えもお伺いしておきます。

○羽生教育部長 今回トイレ等、予算を出させていただきまして、今、矢口委員がおっしゃいましたように、その他の部分、本当に出入り口から、トイレだけじゃなくて通常の公民館であれば、それぞれの部屋の入り口とかすべてがその部分に該当してくると思いますので、すべてをやるっていうのは難しいのかなと考えておりますので、できるところから、トイレの入り口から。たしかにおっしゃられるとおりのと思いますので、その辺どうやってできるのかを、どうやってできるのかっていうのを、調査研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○矢口委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 今の矢口委員の質問での関連になってきます。まず、水栓レバーの交換とトイレの洋式化というのは、文教厚生所の所管の部分に関わらず、市管理の、県もあるのかな、全施設でそういう交換事業を行う計画で動いているのか。そこをお答えいただきたい。国の補正で来ているとのことなのですが、水栓レバーへの交換という条件が国からついているのか、例えば手をかざすだけで水がでてくるのもありますよね、そういうのがあるにも関わらず、なんで水栓レバーへの交換ということになっているのか。その辺を詳しく教えていただきたい。

○藤井教育総務課長 今の御質問、水栓レバー、小中学校の水栓レバーについては今御説明をさせていただいたとおり、すべてですね交換することとしております。さきほど言いませんでしたけれど、4,485個という数になってございます。非接触型のものにしてはというお話でしたが、予算が高額すぎるということがありまして、当初からレバーの交換しかできないであろうということで、昨年から検討してきたものですが、今回交付金がありましたので、補助金ですね、ありましたので、こちらを活用させていただいて実施するということにしたものでございます。そしてもう1つ、トイレのお話ございました、トイレにつきましては小中学校については順に、洋式化していくということで今進めているところです。何しろ数が多いものですから、少しずつということでも進めて行きたいと思っております。

○羽生教育部長 今回、文教厚生所管で教育施設関係説明させていただいたところですけど、今回この16回補正というタイミングでですね、各施設、教育施設以外の部分でもそれぞれの所管の方で、こういったトイレ、レバー、ハンドルの改修というのを出させていただいているという状況です。以上です。

○鈴木委員 そういう部品の交換というのも効果的だと思うんですけども、例えば室内を消毒したり、抗菌をしたり、そういう感染を防ぐための技術なんていうのもだいぶ、費用対効果ではないんですけども、水栓レバーへの交換という国の補助金の条件が付いていないのであれば、そういう別な手法というのは検討したことがなかったか

な。要は部品の交換じゃなくて、建物そのものをコロナ対策で防いだらどうだろうというような発想は役所の中にはなかったんでしょうかという質問です。

○藤井教育総務課長 そこまでの検討はしていないところでございます。

○鈴木委員 今、そういう技術もあるんで、今から何を取り入れろという話ではないんですけど、幅広く調査研究していただいて、今後いつ収束するのか分からないところに備えて、いろいろな角度から調査研究をお願いしたいということで、これは要望でございます。

○福田委員 放課後児童クラブの水栓レバーの交換ですが、自由クラブ以外は、もうすでに水栓レバーということなんでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 他のクラブにつきましては、学校の空き教室の方を使っております。それゆえに、教育総務課の方で予算の方、上げている方に含まれてございます。

○下村委員 水道のレバーの方ですけど、水栓レバー。これについて先ほど教育部長、いろんな教育委員会に関する施設については要望していくんだ、あるいはしているということでしたけど、文化生涯学習の青少年の家は入っていないんですけど、どういうふうにお考えですか。

○中澤文化生涯学習課長 青少年の家も検討してみたんですけど、現在のところ利用頻度を考えまして、利用数が非常に多い所から順に、優先的な分も含めまして、青少年の家まで含められなかったというところがございます。

○下村委員 検討はいいんですけど、今後はつけるようなお考えはありますか。

○中澤文化生涯学習課長 こちらのほうはどうしても国の新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しているという部分もございまして、政策企画課の方で全庁的な部分の調整なども行っている部分がございます。担当課としましては、できればつけてもらいたいと考えているところではございます。以上です。

○下村委員 教育委員会として把握されてる施設ですから、担当課としてつけてもらいたいというような御説明でしたけれど、教育委員会としてはどのようにお考えなのかというところをお聞かせください。

○中澤文化生涯学習課長 改めまして、水栓レバーの交換という部分で考えていきたいと思います。

○下村委員 最初に課長から御説明は、利用頻度の問題があったと思うんです。土浦市の教育委員会の方では前からお話をさせてもらってはいるんですけど、土浦市青少年の家の利用の仕方を教育委員会の方が避けているような感じ。だからもうちょっと余計使ってくださいという話をしていたと思うんです。子ども達は、例えばボーイスカウトやガールスカウトだとかああいう方たちが集まって、キャンプしたりという時もあるわけで。最近コロナ禍ですから、利用頻度は当然低くなってきている訳ですよね。だけれども、用意をしておくのが本来の姿じゃないのかなと思うんです。これは検討していただきたいと感じます。いかがでしょうか。

○羽生教育部長 今、下村委員のおっしゃってたとおりだと思いますので、再度執行

部、市長部局の方と折衝を行っていきたいと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。3 教育費寄付金に係る補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○田中学務課長 学務課でございます。資料③教育費寄付金に係る補正予算案についてお聞きください。東小学校及び土浦第三中学校に対する教育費寄付金に係る物品購入及び施設改修事業について御説明いたします。こちらにつきましましては、令和2年度土浦市一般会計補正予算第17回案となります。1の補正の理由としましては、令和2年11月13日に受領した東小学校及び土浦第三中学校の教育事業への活用を目的としていただいた寄付金を歳入の補正予算に計上し、合わせて寄付金を活用した物品購入及び施設改修などの費用についても歳出の補正予算に計上するものでございます。なお、今回の補正予算については、物品の納品及び工事の完了を3月中に終える見込みがないため、令和3年度に繰越するものとして予算要求しております。2の補正予算額としましては、歳入として19款寄付金、1項寄付金、5目教育費寄付金、1節教育費寄付金2,000万円となります。続きまして、歳出としましては、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の10節の需用費、14節工事請負費、17節備品購入費で1,000万円。同じく3項中学校費の1目学校管理費においても同様の内容で1,000万円となります。次のページをお願いいたします。寄付の概要につきましましては、寄付金額として、東小学校及び土浦三中に各1,000万円ずつで、合計で2,000万円となります。寄贈者は市内三中地区にお住まいの方で、寄付の目的としましては、お住まいの学区にある東小学校及び土浦第三中学校の教育事業に活用してほしいとの意向により、多額の寄付をいただきました。2の購入物品、改修工事の内容につきましましては、下の表にありますように、東小学校、土浦第三中学校に活用方法の要望調査を行い、作成いたしました一覧でございます。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。4 令和3年度土浦市一般会計予算案主要事業について執行部より順次説明をお願いします。なお、令和3年度予算の概要にて説明いたしますので、委員の皆さまは、全員協議会、令和3年、2月19日、フォルダを開き、令和3年度予算の概要第90回をお聞きください。準備ができましたので、執行部から説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 サイドブックの57ページをお願いします。57ページから順次、ページごとに担当課で説明の方いたします。就学前教育推進事業について、ご説明いたします。幼児期から児童期にかけて、連続性・一貫性のある教育を行うため、就学前教育、家庭教育を推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを目的として行う事業でございます。令和3年度は、幼児教育施設の代表

者と学識経験者で構成する保幼小連携協議会を開催し、幼児教育施設と小学校の連携を図るとともに、保幼小接続カリキュラムを試行し、保幼小連携の本格実施に向けて協議を進めてまいります。以上でございます。

○藤井教育総務課長 サイドブックス58ページをお願いします。小学校、中学校空調機器整備事業です。事業の目的は、近年、猛暑日が増加していることから、温度と湿度の適正管理が不十分な環境となっている小中学校の給食配膳室及び特別教室に、年次計画で空調機器を設置しているものです。また、小中学校の職員室等の管理諸室について、故障している空調機を更新します。事業の概要ですが、右上の表をご覧くださいと思います。令和2年度は、小学校10校の給食配膳室に空調機器を設置しました。さらに、2年度から3年度にかけて、配膳室及び理科室等の教科別特別教室に空調機器を設置することとして事業を進めています。右下の表になりますが、令和3年度は中学校4校の配膳室に空調機器を設置し、小学校2校、中学校1校の管理諸室の故障している空調機器を更新します。今後も、老朽化により故障している空調機器を年次計画で更新いたします。次に、59ページをお願いします。上大津地区統合小学校整備事業です。事業の目的は、児童数が減少し、適正規模に満たない小学校がある上大津地区について、令和2年11月に策定された「小学校適正配置実施計画」に基づき、統合小学校を建設するものです。事業の概要のこれまでの経緯ですが、平成29年度から上大津地区小学校適正配置検討委員会を設置・開催し、適宜保護者及び地域住民説明会を開催するとともに、平成30年11月の中間提言に基づき、令和2年4月に上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合いたしました。令和3年度は、建設用地を決定し統合小学校建設の整備基本計画の策定に向けて、新校舎建設の検討委員会及びワークショップを設置、開催する予定です。今後は、令和9年4月までの開校を目標に統合小学校を建設いたします。期待される効果は、統合小学校を建設することにより教育環境が整備され、学級数が適正規模になることで、集団の中での社会性の育成など、児童の教育環境の充実が図られます。

○田中学務課長 サイドブックスの60ページをお願いいたします。本事業につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき、市立小中学校及び義務教育学校の児童生徒に対して1人1台の端末及びICT環境を整備することで、個々の子どもの状況に応じて最適で効果的な学びを支援するとともに、長期の臨時休業中における学びについても保障するものです。1人1台の端末につきましては、令和2年度末小・中学校及び義務教育学校のすべての児童生徒に対し、整備いたします。今後の予定としましては、市立小・中学校及び義務教育学校に完備した電子黒板との連動や、学習者用デジタル教科書などの導入も視野に入れた学習活動の充実を図ります。説明は以上でございます。

○藤井教育総務課長 61ページをお願いします。小学校、中学校長寿命化改良事業です。事業の目的は、令和2年度策定の学校施設の長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性

能を確保していくものです。令和3年度は、神立小学校の特別教室棟と屋内運動場及び土浦四中の管理、普通、特別教室棟2棟について、実施設計及びアスベスト含有調査を行います。今後は、他の小中学校についても、年次計画で長寿命化改良工事の実施設計・工事を行ってまいります。期待される効果は、長寿命化改良工事を行うことで、安全・安心で持続的な学校施設となり、児童・生徒の教育環境の維持、確保に寄与します。62ページをお願いします。小学校、中学校施設蛍光灯LED照明化事業です。事業の目的は、学校施設の照明設備を、蛍光灯からLED照明に改修することで、省エネ化による維持管理費及び二酸化炭素排出量の削減を図るものです。令和3年度に、学校施設の蛍光灯を、譲渡権付き10年リースによりまして、LED照明に改修いたします。上半期に改修工事を実施しまして、下半期よりリースを開始します。期待される効果は、LED照明に改修することで、現在の維持管理費を約30パーセント、二酸化炭素排出量を約60パーセントの、削減が見込まれます。説明は以上です。

○中澤文化生涯学習課長 続きまして、サイドブックの63ページをお願いします。コミュニティスクール導入事業について、ご説明いたします。コミュニティスクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みであり、令和5年度を目標として市内全ての公立小中学校、義務教育学校への導入を目指す事業でございます。令和3年度は、研究推進校、モデル校1校を指定し、保護者、地域住民、学校長等を委員としたコミュニティスクール推進委員会を設置して導入に向けた検討、準備を行います。なお、研究推進校としては、新治学園義務教育学校を指定する予定であります。続きまして、サイドブックの64ページをお願いします。指定文化財等管理事業について、御説明いたします。平成30年の文化財保護法の改正により、文化財の保存や活用を総合的、計画的に推進するための枠組みが制度上位置づけられたことから、本市においても地域の文化財をまちづくりの核としてその継承に取り組む、計画的な保存活用の促進や文化財の保護を行っていく事業でございます。令和3年度の事業としましては、文化庁長官が認定する文化財保存活用地域計画の策定に取り掛かります。また市指定文化財、郁文館の正門につきまして、自動火災報知器を設置いたします。以上でございます。

○黒澤上高津貝塚副館長 65ページをお願いいたします。上高津貝塚ふるさと歴史の広場の特別展、企画展事業でございます。当館では開館以来、考古資料から歴史を探る展示を開催しております。令和3年度は、秋に第24回企画展として、縄文を楽しむを開催いたします。縄文土器は、その特異な造形から人々を引き付けてきました。芸術家などにも影響を与えてきており、近年ではアートとして楽しむ人も増えています。この展示では、学問から離れた縄文時代の楽しみ方を紹介するとともに、縄文土器を展示し、その造形を味わっていただければと思います。関連行事としまして、記念講演会や学芸員による講座などを予定しております。説明は以上でございます。

○木塚博物館副館長 博物館です。66ページをお願いします。重要資料公開推進事業でございます。博物館では3月20日から開催する第42回特別展、東城寺と山ノ荘、古代からのタイムカプセル未来へ、では茨城県指定文化財である東城寺経塚群から出土した経筒が東京国立博物館から里帰りいたします。経筒を始めとし、歴史の宝庫、東城寺と山ノ荘の歴史と民族を紹介いたします。次に、令和4年3月から第43回特別展、八田知家と名族常陸小田氏を開催いたします。本市を含む常陸の国南部を支配していた小田氏ですが、その祖を八田知家と言います。400年続いた小田氏の歴史を紹介いたします。説明は以上でございます。

○根本スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。67ページをお願いします。新治運動公園整備修繕事業でございます。12月議会の事前委員会の際に報告させていただきましたが、今年度、多目的グラウンド人工芝整備手法等調査を実施いたしまして、人工芝の整備に当たっては、従来どおり市の直接施工により整備することとなりました。つきましては、令和4年度に予定しております多目的グラウンドの人工芝整備工事及び同公園内西側調整池内への駐車場増設工事に向け、令和3年度は実施設計を行うものでございます。なお、供用開始は令和5年度を予定しております。以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん何か質問ございますか。

○鈴木委員 新治運動公園の人工芝化本当にありがとうございます。駐車場を増設していただくということなのですが、この場所に車が入ってくる進入路は、どちら方向から入って来ることを想定して設計委託を出されるのか。

○根本スポーツ振興課長 現在のところ、現在の駐車場がありますけれども、そこからテニスコートとこども広場の間を通りまして、造成地の方に向かうルートを考えております。

○鈴木委員 テニスコートと芝生の広場の間はすれ違うだけの幅はありましたっけ。

○根本スポーツ振興課長 乗用車程度であればあります。そんなに広いと言う訳ではございませんので、利用者の安全等に考慮しまして事故のないような進入路を計画していきたいと考えております。

○鈴木委員 当然、設計を委託する時にはその辺も含めて委託するのでしょうか、一番今まで車が通っていない場所で、利用者が気を抜いて歩いてしまう場所だと思うので。その辺を設計する方に話していただいて、安全な設計をお願いしたいと思います。

○根本スポーツ振興課長 ありがとうございます。今アドバイスをいただいた点を実施設計に生かしていきたいと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

○奥谷委員 サイドブックスの64ページなんですけれども、新規の事業ということで、指定文化財の管理事業とあります。来年度は、郁文館の正門に自動火災報知器を設置するということが入っておりますけれど、現在市で管理をされている文化財で、木造のもの何件ぐらいあるのかというのが、今分かれば教えていただきたいのです。

また、現在の対策をどのようにしているのかというのを教えてください。

○中澤文化生涯学習課長 市で管理している文化財でございますが、郁文館の正門他、土浦城の櫓門、西櫓、東櫓、霞門、高麗門とかの門になります。今回、郁文館の正門に自動火災報知器を設置することにつきましては、経緯でございますけれども、沖縄の首里城とかフランスのノートルダム大聖堂の火災を受けまして、消防庁とか文化庁が文化財建造物における防火設備点検について全国の自治体に向けて、指導があったことによるものでございます。本市におきましても、土浦市消防本部の方の立ち会いのもと文化財建造物の防火的なものの設備の点検などを行いまして、令和3年度は郁文館の正門、一中の敷地に建ててございますので、そちらの防火設備を、自動火災報知機を設置するということでございます。また、順次予算を獲得しまして火災報知機を設置していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○奥谷委員 ありがとうございます。なるべく早めな設置が進むようによろしくお願いいたします。

○福田委員 以前、文化財に関してなんですが、武者塚古墳出土物の展示台がありましたよね。あれは今どちらにあるんでしょうか。

○黒澤上高津貝塚副館長 武者塚古墳、重要文化財に指定されておりますけど、その資料につきましては、上高津貝塚の方で保管しております。

○福田委員 以上です。

○目黒副委員長 G I G Aスクール構想についてなんですけれど、こちらの1人1台の端末ということなんですけれど、現在不登校で学校に来れない生徒さんにもお貸しすることができるのか。もう1点が、特別支援学級に通級されてるお子さんに対しては、中の指導の内容とカリキュラム等は、今の時点でご検討されているのかお伺いいたします。

○中山指導課長 指導課です。まず不登校の児童生徒に関しましての貸出ということでございますけれど、現在他のお子様達も含めて貸し出しにつきましては検討をしながら進めていきたいと考えております。現在のところ、全児童生徒に使い方などを指導し、その後使い方がよくマスターしてから、例えば長期休業になった時に貸し出しという形で進めていきたいと考えております。また、ご質問があった不登校の児童生徒に関しましては、自宅での学びの補償という観点からも、こちらについても積極的に検討の方を進めていきたいと考えている次第でございます。それから、特別支援のお子様に関してましてのご質問でございますけれど、発達障害のお子様に関しましては、このデジタルツールなどは有効的な学習の方法だと考えております。ですので、1人1台のタブレットが導入したあかつきには、発達障害のお子様に対しても丁寧に使い方を教えながら、これから社会に出て、自立して社会に参加できるよう各学校においても教育を充実させていきたいと思っております。説明は以上でございます。

○目黒副委員長 ありがとうございます。不登校、長期で休まれてる児童さんがこれを

使うことによって、通常であれば欠席扱いになるのが出席扱いというのも先々検討されると思うんですが、それも含めて研究の方よろしく願いいたします。あともう1点、コミュニティスクール導入の件なんですけれども、子ども会、保護者の方ですね、地域住民とかの方で子ども会を解散するという地域もちらほら聞いておりました。来年度、私の地域も解散するということでして、地域の関わり方ということもまた今後変わってくるのかな、力が弱くなっちゃうのかなと思いますので、それも頭に入れたうえでの構想なのか、お聞きかせ願います。

○中澤文化生涯学習課長 子ども会の解散は今年度、2、3件あったかと思います。子ども会につきましては、市・子ども会育成連合会の方で把握してる状況でございます。少子化現象ということで、どうしても地区・町ごとに子どもが減少してきて子ども会の運営がどうしてもままならないということで、解散の申し出があったようなものでございます。こちらのコミュニティスクールのにつきましては、各小中学校において設置するものでして、令和3年から検討している内容には、保護者代表とかや地域住民とかを交えて準備委員会を設置していく考えでございます。以上でございます。

○目黒副委員長 そうであったとしても、代表者の方が地域の人の意見をまとめるとなると子ども会があるところと、ないところでは、その方のいろいろ負担とかもかなりでてくるのかなと思いますので、そういうところも含めて、ご検討のほどよろしく願いいたします。

○福田委員 GIGAスクール構想の関連なんです、いわゆる学習端末、これは対応年数、いつ頃と考えるのでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 学習端末につきましては5年で更新ということで考えております。

○福田委員 5年後、全部交換という形ですか。

○中澤文化生涯学習課長 交換でございます。

○福田委員 了解です。

○矢口委員 先ほど目黒副委員長が説明された内容に関連することです。地域とともにある学校ということで、私も先ほどの話のとおり、子ども会、育成会が解散されていく傾向に非常に危惧を抱いております。以前、教育長に個人的にお話させていただいたことなんです、地域の活力というか、地域デビューを若い方がするというのは、お子様が小学校に入って、親御さんが育成会に入ってそこがスタートになるんです、事実上。そのスタートとなる育成会がないということは、地域の活力が失われる由々しき事態だと思います。ですから、今回のコミュニティスクールそのものには外れるかもしれませんが、ぜひ小学校の入学説明会でですね、育成会に入っただけのように、きちんと土浦市教育委員会としての方針をだしていただきたいと強く思います。私の地域でも子どもも多少減ってますが、それ以上に、育成会に入る構成率が非常にすごく下がっているんですね。私の町内、半分以下になっています。ですから、子ども会がやっている廃品回収もままならなくて、私た

ちOBが手を貸す。そういう現実もあるので、教育委員会の方でぜひご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○塚原委員長 それは要望ですか。

○矢口委員 要望で結構です。

○鈴木委員 今、子ども会の話題になったんで、私も関係者の1人として非常にまずいなど話を聞いていたのですが。子ども会がいくつか解散しているということなんです。解散している理由というのは把握していれば、今教えて欲しいんです。例えば、人数の問題だったのか、事業の問題だったのか。

○中澤文化生涯学習課長 人数の問題というふうなことですべて上がってきております。

○鈴木委員 そうすると、例えばAという地区の子ども会が解散した場合、隣のB、Cの地区にその子ども達が加入するというような解散の仕方だったのか、まるっきり会員でなくなってしまったという解散の仕方だったのか。

○平井社会福祉課長 解散した子ども会につきましては、近隣の子ども会に入っていたくよう促しております。ただ、あくまでも保護者の意向的な部分がございます、入ってくれる方とそうでない方も若干いらっしゃるという状況でございます。

○鈴木委員 今、目黒副委員長から地区を聞いたんですけれど、私たち後から市子連に入れてもらった新治の人間からすると、カルタ大会でもなんでも常に充実している地区の、子ども会が無くなったというのは物凄いショックを受けたんですけれども。今後、連合会組織は残ってくると思うんですけれど、さっき矢口委員が言った、構成率を上げて、解散したところでも子ども会に入っていだけるような工夫を市子連の内部で考えていかないと、非常に悪い言い方ですが、老人クラブと化している部分がありますからね。市子連の今の上の方が。組織を若返りさせて、若い人達が自分達の考えで出来るように組織づくりを変えていかないと、今後、市子連というのは先細りしていくのかなと。ただ、カルタ大会にしても、ドッジボール大会にしても、廃品回収事業にしても素晴らしい事業展開をしているというところもありますので、ぜひ無くならないように市子連の幹部の人たちと話をし、より良い方向に進んでいくようお願いしたいと思います。これは要望です。

○下村委員 サイドブックの59ページで、上大津地区統合小学校整備事業について少し伺いたいののですが、令和9年4月開校を目標ですと説明がありました。6年間空くんですけれど、毎年、整備事業のために準備をしていくことが考えられると思うんですけれど、毎年800万円ぐらいずつお金がかかってくるのでしょうか。この辺をお伺いしたいんですけれども。

○藤井教育総務課長 教育総務課でございます。小学校建設につきましては、先ほどお話をさせていただきました、用地が決定しておりませんので、用地の決定から入っていくこととなります。用地の買収と建設費も加えますと何十億ということになっていくこととなると思いますので、その都度予算を付けていくことになると思います。

○下村委員 ありがとうございます。毎年、お金はかかってくるというのがあたりまえなのかもしれないです。準備をしていかなくてはならないから。いろんな委員さんが

いて、準備をする段階で必要な経費が当然発生してくるのは仕方がないのですけれど、私が前から考えて意見を出させていただいてるのは、こういう準備に係る金額は、準備は大切ですが、短期間でやっていればもうちょっと無駄が省けるのかなと。用地買収というのが、地元の方のご理解をいただかないとできないと。ある程度の用地買収の候補は挙がってるでしょうけど、その辺のご理解をいただかないと進められないのは理解できますが、こういうふうに毎年毎年800万円、毎年この金額か知りませんが、ちょっと不明ですけども、もっと短縮してやれないのかなと感じるので、この後は要望になってしまいが、できるだけ速やかに統合校できることを祈って、皆さんの努力をお願いしたいと思います。

○塚原委員長 ありがとうございます。それでは次、報告関係に移ります。補正予算の専決処分の報告について。サイドボックスの文教厚生委員会、令和3年、2月24日に戻ってください。⑤補正予算の専決処分の報告についてというところになります。

○中澤文化生涯学習課長 報告関係の1番、補正予算の専決処分の報告について、委員会資料の⑤をご覧ください。御説明いたします。一中地区公民館エアコン更新工事についてでございます。1月27日に開催されました、臨時の文教厚生委員会で報告させていただいたもので、一中地区公民館のチラーユニットが故障し、熱中症が心配される夏までに工事を完了するため、専決処分により、補正措置を講じさせていただいたものです。事業の内容は、これまでの全館集中方式からパッケージエアコンのタイプに設備を変更し、室内機17台を設置するものです。入札は、一般競争入札で3月12日を予定しており、7月末までには工事を完了する予定であります。補正の額は、5項社会教育費、6目公民館費、14節工事請負費について、2,807万2,000円を増額したものでして、全額を令和3年度に繰越をお願いするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。この件に関して何か質問等はございますか。
(「なし」の声あり)

○塚原委員長 次に移ります。仮称校務支援システム5市共同利用公募型プロポーザルの実施について執行部より説明をお願いします。

○田中学務課長 学務課でございます。資料⑥をお開きください。仮称校務支援システム5市共同利用公募型プロポーザルの実施について、ご説明いたします。近年、教員の長時間労働が問題視され、働き方改革が進められております。このため、現在、学校の教員が手書きで作成、又は作成にあたり重複している業務日誌や成績表、通知表、各種名簿等のデータを電算化・一元管理し、日頃の学校務事務の軽減を図るため、令和4年1月から校務支援システムを導入する予定です。システム導入の効果としましては、学校務事務の効率化により教員の負担を軽減することで、子どもと向き合う時間がこれまで以上に増え、教育全体の質の向上が期待されます。システムは、賃貸借契約とし、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間の長期継続契約となります。スケジュールにつきましては、3の選

定スケジュールをお願いします。令和3年5月上旬に公募を開始し、プロポーザル形式の審査を経て、9月に契約を予定しております。現在、プロポーザルの仕様書、実施要綱及び選定委員会設置要綱等につきましては、本市を始め、教科書採択が同じである石岡市、かすみがうら市の外に牛久市、龍ヶ崎市の近隣5市で協議・検討を進めておりますので、詳細が決まりましたら、改めてご報告いたします。なお、導入にあたっては、5市の共同利用とするため、共通のクラウド基盤を整備し、導入や維持に係る経費の縮減を図るものです。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員 内容として、さっき日誌とかいくつかあげたんですけど、もう1度そこを教えてもらってもよろしいですか。

○田中学務課長 例えば名簿情報を入力することによりましてですね、今まで名簿管理、出席簿、成績表処理、通知票、学習記録とか様々な名簿情報を張り付けたり、手書きで書いてたところが、1回で連動されて済むと。出欠情報についても、出席簿から成績表、成績処理、通知票と自動的に入力の手数が、だいぶ縮減されて、転記等もなくなりますので、ミスも少なくなると。教職員の人にとっては事務の負担が軽減されるのではないかとということで、導入の方を考えております。

○鈴木委員 入力業務自体は先生が行う訳ですか。

○田中学務課長 先生が行います。

○鈴木委員 そうするとどこで教員の負担が軽くなるのかというのが、理解しきれないんですけれども。

○田中学務課長 今まで名簿管理にしても、出席簿にしても、成績表にしても、通知票にしても、全部子ども達の名簿を、エクセルの表で転記してからとか、手書きしていたのが、1度入力するだけで済んでしまうということです。通知票に関しても、自動的に反映されますので、成績書類についてはこの成績だったけど、通知票についてはこれ、学習記録にはこれとか、入力の手数がなくなって、連動されてくる。そういうことで見返しの時間とかも減りますので、事務の軽減が図られると考えております。

○鈴木委員 個人情報を一括管理、1件名簿入力しておけば、その子に対するデータが全部揃えていくと。業務の効率化が図れるというのは、なんとなく理解はできたんですけれども、一番危惧するのは、通知票、成績、テストの記録とかね、そういったところが外部に流失する危険性を孕んでいるということですかね。

○田中学務課長 確かに5市の共通クラウド、基盤を作るにあたって、十分、事業者等ともセキュリティ関係については、情報漏洩がないようにと注意を図っていきたいと、これから協議してまいりたいと思います。

○鈴木委員 最後に指導課長の方に確認したいんですけども、事務サイドではこれで学校現場は、先生の仕事は軽くなるだろうということで、考えていただいていると思うんですけども、実際、先生方の業務として助かるものなのか、現場の考え方を確認の意味で指導課長をお願いします。

- 中山指導課長 鈴木委員のおっしゃるとおり、このシステムを導入していただいたあかつきには、各学校現場は業務の軽減につながると、私は捉えております。今、学務課長からのお話があったとおり、入力作業が1回で済むのはもちろん、例えば、各先生が生徒を指導した記録など、このお子さんの特徴など入力しておけば、それを基にその子に応じた指導を考える事ができるなど、そういったところから教員の業務は軽減されるかなと。その軽減された分を、授業を作る時間にあてたり、あるいは子ども達の教育相談の時間にあてたりと、しいては子ども達に還元されるであろうと私は捉えております。
- 下村委員 関連してなんですけれども、この校務支援システム5市共同利用公募型プロポーザルの実施なんですけど、それぞれの市の負担割合はあるんですか。
- 田中学務課長 それぞれの市までは負担割合をお聞きしてなくて申し訳ないですが、大体5年間で、総額が5市で2億6,000万円から7,000万円、その内土浦市が5年間で、7,000万円の負担といった割合となっております。
- 下村委員 こういった実践している参考事例はあるんですか。
- 田中学務課長 茨城県では、大体半分の市町村が現在、この校務支援システムを入れて実施しております。参考までに全国的には60パーセントの市町村が、平均として導入しております。
- 下村委員 ありがとうございます。そうすると遅いくらいなんだ、導入の仕方が。なぜ、そんなに遅くなってしまっているのか、いい事例があるのであれば、結果の話だから仕方がないんだけど、よりよいものは参考にできるわけですよね。プロポーザルだということで、そういう業者選定はですね、全国展開でいっぱい提案をされてきてる業者さんがあるんだろうと思うんですね。そうすると何社ぐらい入ってくるか分からないんですね、プロポーザル。
- 田中学務課長 すみません、現時点では何社くるか把握しておりません。
- 下村委員 分かりました。より良いものを目指して、採用していくというのが大切でしょうから。先生達の負担というのは、確かに先ほど鈴木委員もおっしゃってましたけれど、先生達は学校から帰っていない、夜遅くまで頑張ってる。これは大変なことです。働く環境を良くしてあげるというのが大切です。早めに来ていただきかったですけれども、より良いものを採用してください。以上です。ありがとうございます。
- 矢口委員 確認です。今回の導入、5市での共通のクラウド基盤を整備。これはあくまでも、5市共通のクラウド基盤でお互いに情報を閲覧できるという訳ではなくて、コスト面のメリットで5市共同という、そういう理解でよろしいでしょうか。
- 田中学務課長 矢口委員のおっしゃるとおりでございます。
- 奥谷委員 5市でやられるということなんですけれども、この5市以外の近隣のところの整備状況が、土浦と状況が違ふのかどうなのか。色んなところで、色んな仕様が動いているのもまた、先生も異動された先々で不安になったりすると思うんですが。この5市だけでシステムを入れるのはいいと思いますが、近隣とのバランスはどの

ようになっているのでしょうか。

○田中学務課長 近隣でいいますと、同じ県南ですと取手市さん。こちらの方はほぼ100パーセント入っております。近隣ではないのですが、水戸、日立も入っております。本来ですと、茨城県が共通のこういうものを入れてくださいと旗を振り下ろしてくれると、例えば、土浦、石岡、かすみがうら、龍ヶ崎、牛久から異動も同じシステムなので、使い方が同じなんですけど、どうしても導入に差がありますので、各自治体によって差が。差という差ではないですが、仕様が変わって内容がちょっと変わっているのが現状でございます。

○奥谷委員 今言われたとおり、県で統一して動くべき話じゃないのかと、そもそも思ったんですけど。そういう事情があって、それぞれスタートが違ったり考え方が違ったりといったところで、仕様が若干違うという。そういう認識でよろしいんですね。

○田中学務課長 奥谷委員のおっしゃる通りでございます。

○奥谷委員 現場の先生方の負担にならないようにという形で、これを入れるのであれば、その辺もうまく精査しながら。なかなか仕様を合わせるの難しいと思うんですけども、先生方の負担を軽くするような方向で進めていただきたいと思います。以上です。

○塚原委員長 私から1点いいですか。実際、今土浦市でいくと金ロムというのがあるんですね。これと同じ校務支援システムではないんですけど。金ロムというのがあって、1つ入れるとそのまま全部データが吸い込まれるというの、土浦市さんはほとんどの学校が使っているんです。1番問題なのが、選定していただく時に、アフターフォローというか、トラブルがあった時にどれだけ早く学校に来ていただけるか、もしくは修理していただけるかというのが非常に重要になってくると思うんです。毎回入れておけば、トラブルにあった時、比較的すぐわかると思うんですけど、ぎりぎりになった時に、入れ始まってトラブルになると、先生方大変なことになると思うので。この選定をする時は、必ず何かトラブルがあった時にすぐアフターフォローとしてやっていただけるメーカーさんも選定に入れていただけると、先生方も安心なんじゃないかなと。実際、1月1日というのも来年度の4月1日から使い始める形になるんですかね。

○田中学務課長 現在、5市でプロポーザルの要綱なり、選定委員会の方を作っております。どうしても4月1日からというのは厳しいので、契約が9月ですので導入は1月からになってございます。

○塚原委員長 分かりました。そのアフターフォローの方だけしっかりした会社を選んでいただけるようによろしくお願いいたします。みなさん他によろしいですか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。

○田中学務課長 学務課でございます。資料⑦の学校給食における異物(金属片)の混入についてお願いいたします。既に文教厚生委員会の委員の皆様方には、2月12

日付けで土浦第一中学校において発生しました，学校給食における異物（金属片）混入について，同日付けで通知し，電話でご報告させていただいたところでございます。当該生徒の保護者へは，学校給食で生徒がハンバーグを箸で割ったところ，異物，金属片混入があったことを説明し，大変ご迷惑，ご心配をおかけしたことを当日謝罪いたしました。また，当該学校の全保護者に対しても異物混入があったことを，当日通知いたしました。現在，ハンバーグの製造工場において混入経路についての原因は不明であり，引き続き調査が行われているところでございます。今後，製造工場を管轄する保健所，製造工場が新潟県長岡市になるため長岡保健所になるのですが，原因究明のための調査が実施されます。調査結果が分かり次第，ご報告いたします。説明は，以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは次に移ります。システムの方では⑧になります。（４）宿泊体験学習事業成果報告について執行部より説明をお願いします。

○中山指導課長 指導課でございます。それでは，資料⑧宿泊体験学習事業成果報告についてをお開きください。それでは，資料を基に御説明させていただきます。大きな１番の事業開始の経緯についてでございます。平成１６年２月に文部科学省の豊かな体験活動推進事業の一環で長期宿泊体験推進校の指定を受けまして，２年間，平成１６年度，平成１７年度の委託事業としまして，都和中学校が実施いたしました。その後平成１８年度から，宿泊体験学習事業としまして市独自の予算を確保して，市内全中学校で実施したのが始まりでございます。３番の内容につきましてですが，中学校，義務教育学校後期課程７年生に茨城県中央青年の家で，４泊５日で事業を実施いたしまして，具体的な内容としましては，学校での学習，宿泊施設での体験を組み合わせながら，授業を実施しまして，宿泊施設からバスで学校に戻り，通常の授業も実施したという内容でございます。主な内容としましては，例として表のとおりとなります。大きな４番の事業の総括につきましてです。本事業は，市独自の事業として，市の予算を計上しまして１４年間継続して実施をいたしました。その間，様々な体験活動を通して，生徒の集団における自己の役割と，集団に対する協力，責任等の認識を深め，自ら考え，判断し，見通しを持った行動がとれる生徒が育ってきたと考えております。一方で様々な課題も見えてきております。１つ目は，教職員の時間外勤務時間の増加でございます。２つ目は，教育課程におきまして，適切な位置付けができていない時間があるということでございます。そして３つ目におきましては，生徒や保護者の負担が増加しているということでございます。また，資料には記載してございませんが，宿泊施設の老朽化。こちらに関しましては，施設の充実したホテルなどを利用する教育活動が最近多くなってきたということもあげられます。また，児童生徒や家族のライフスタイルの変化に伴いまして，子ども達が家庭で個室を与えられ，集団生活になじめない生徒が増えてきたということ。また，家庭や地域での体験生活が充実しているなどから，学校独自

に集団で体験活動を行う必要性が若干薄れて来たというのがあげられます。そんななか大きな5番目ですけれど、令和2年度の取組に付きましてですが、今年度は2泊3日で実施する計画に変更したところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、5月に実施予定の2校が中止となり、さらに7月以降に実施予定であった残り6校につきましても、感染拡大防止のために中止となったところでございます。大きな6番の今後の取組についてでございますけれども、宿泊を伴わない体験学習でも、生徒の集団における自己の役割と集団に対する協力、責任などの認識を深め、自ら考え、判断、見通しを持った行動がとれる生徒の育成が可能であると判断しました。そして、授業内容を見直すことにより、先ほどの課題等も改善されるのではないかと考えられます。以上のようなことから、令和3年度以降はそれぞれの学校や地域の特色に応じて、様々な体験を取り入れた教育活動を、学校独自に計画して取り組んで行く。このような体験学習を継続していくこととしたいと思います。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 今後の取組の6番のところで、令和3年度以降はそれぞれの学校や地域の特色に応じて、様々な体験を取り入れた教育活動を、学校独自に計画して取り組んで行く。教育委員会としては、指導というのはどこら辺を考えていくのですか。

○中山指導課長 教育委員会としましては、各学校の計画が上がってきまして、そこでフォロー、指導、助言できるようにしていきたいと考えております。

○下村委員 そうしますと、今度は宿泊を伴わないとあるから、それぞれの学校に預けますよ、それぞれの学校で考えてくださいという意味合いの話なんですけれども、何か1つ教育委員会として、これはやってほしいなということはお考えではないですか。

○中山指導課長 教育委員会としましても、例えば文部科学省の学習指導要領の中で記載されている特別活動の中で、心豊かにする体験活動を重視させるとか、そういったものを各学校に指導、助言しながら委員会としても何かできることはないか今後とも検討しながら、この体験活動の継続について各学校を支援していきたいと考えております。以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。他によろしいですか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。その他に移ります。(1)身近ないきものイラスト展の開催について執行部より説明をお願いします。

○大貫図書館長 図書館でございます。市民ギャラリー・図書館連携企画、身近ないきものイラスト展の開催について御説明いたします。別紙にお配りしましたピンク色のチラシをご覧ください。この企画は、アルカス土浦に併設される市民ギャラリー、市立図書館、両施設の特性を活かした文化プロジェクトの第2弾として開催するものです。今回の企画は身近ないきものをテーマといたしまして、庭に訪れる野鳥や公園の草むらにひそむ昆虫、路地で寝転ぶ猫など、私たちの生活の身近にいて、心

をなごませてくれるいきものたちをイラストで紹介するものです。市民ギャラリーでは、野鳥の暮らしぶりなど、土浦里山などをフィールドワークとして描いた絵本作家、大田黒摩利さん、昆虫や植物などの細密画家、詳細な作品を作っておられます本田尚子さん、猫などを描いたチョークアーティストのRIKAさん、3人の作家さんの作品の展覧会を開催いたします。なお、3人はいずれも茨城県内在住の作家さんとなります。また、図書館では、関連イベントとして、4月10日に大田黒さんによる講演会、かがく絵本をつくる。4月24日、25日の2日間、RIKAさんによる色鮮やかなチョークアート作品の公開制作といたしまして、2日間で1つの作品を完成させていただくライブアートパフォーマンス、キャットの晚餐を開催いたします。また、3人のイラストが掲載されている本を含む、関連図書コーナーを期間限定で設置いたします。企画展の会期は、3月20日土曜日から5月5日水曜日までとなります。現在、コロナ禍のなか、旅行や観光、遠方への外出が難しい状況が続いておりますが、自宅の近くなど身近なところにも自然やいきものなど楽しむことができることを、皆様に再発見していただければという想いを込めた企画となりますので、委員の皆様もぜひご来場いただきますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。第42回特別展、東城寺と山ノ荘、古代からのタイムカプセル、未来への開催について執行部より説明をお願いします。

○木塚博物館副館長 博物館です。こちらのチラシをご覧ください。黒と赤のチラシでございます。博物館では3月20日土曜日から5月5日水曜日、第42回特別展、東城寺と山ノ荘、古代からのタイムカプセル、未来へを開催いたします。当発見から130年目を迎える東城寺経塚群は、関東で最も古い経塚群のひとつです。東京国立博物館の和田千吉により、日本初となる経塚の学術調査がなされた、記念すべき史跡です。本展覧会では、東京国立博物館から東城寺経塚資料が里帰りいたします。この経筒の展示を中心にして、山寺である東城寺の歴史と里宮である日枝神社の祭礼をお見せし、山ノ荘一帯が歴史の宝庫であることを御紹介いたします。記念行事として、チラシの裏面、赤いところにあるように講演会などを企画しております。説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。テーマ展、土浦の遺跡26、記念物100年展参加事業、発掘された土浦の歴史、平成30・令和元年度遺跡調査の成果の開催について執行部より説明をお願いします。

○黒澤上高津貝塚副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場のテーマ展でございます。お手元の青いチラシをご覧くださいと思います。3月20日から5月5日にかけて土浦の遺跡26、記念物100年展参加事業、発掘された土浦の歴史、平成

30・令和元年度遺跡調査の成果と題し、発掘調査された3遺跡の成果について展示を行います。併せて、文化庁の文化財保護制度が施行されて100年を記念した文化庁の企画、記念物百年事業に参加し、全国の史跡などのパネル展示を行います。関連事業といたしまして、学芸員による調査遺跡の発表会を予定しております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。私から1点。日にちがみんな一緒に開催されていますので、スタンプラリーとかはあまり考えてないんですか。

○木塚博物館副館長 今回は、計画しておりません。昨年は土浦城という共通のテーマがあったものですから、3館でスタンプラリー実施させていただきましたけども、今回は、日にちは一緒なんですけれども、テーマは様々なご興味がある方がいらっしゃることもありまして別々ですから、連携はいたしますけど、スタンプラリーは準備しておりません。

○塚原委員長 ありがとうございます。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 以上で提出された資料の説明は、終了いたしました。その他何かございますか。

○中澤文化生涯学習課長 資料はございませんが、成人式についてご報告させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大により、延期になっております令和3年土浦市成人式については、令和3年9月19日、日曜日に開催することといたしました。開催日決定の経緯ですが、新成人からなる成人式運営委員会の代表者とウェブ会議を2月18日行い、決定したものです。また、開催方式につきましては、8中学校地区を半分ずつに分け、2部制で行うことといたしました。この内容は、3月1日曜日に予定しております、市長記者会見で発表を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○鈴木委員 成人式については、日にちが決まったということでもいいんですが、今年度中に例えば、市長の方から新成人の皆さんに対して、おめでとうのメッセージなどを配信するとか発送するとか、そのような発想は今までなかったですかね。

○中澤文化生涯学習課長 検討の案としてはあったのですが、それを流してしまうと成人式がそれで終わったのかなと勘違いされてしまう部分もあるのかなということで、まずは新成人が一番、今早く知りたいことは何かということで、それは何時開催するかということでしたので、成人式の日程を早めに決めたかったということで。まずは、開催日を公開するということを考えております。

○鈴木委員 日程の通知の仕方っていうのは郵送ですか。

○中澤文化生涯学習課長 まずは市長記者会見の後に、市のホームページとか市の広報紙とか手段を講じてお知らせするとともに、新成人につきましては、市のホームページで日程が決まり次第お知らせしますと記載してございます。新成人の式典の案内状は、もうちょっと先になるかと思いますが、郵送で行う予定でおります。

○鈴木委員 実際、私の子どもも新成人だったんですが、友達関係何人かに聞いたところ

ろ、成人式ができなかったというのは、今のコロナの状況で仕方がない。ただ、二十歳になった子ども達におめでとうの1つも言ってもらっていない、今度の市長はなんなんだという声もはっきり言ってあります。せめてメッセージくらいは発信した方がいいんじゃないんですかということ。9月19日に決めても、その時点でコロナどうなるか分からないんだから、一度、それは早めに今年度中に発信した方がいいと思います。

○中澤文化生涯学習課長 3月1日の記者会見とかで、JCOMでも流れますので、その辺も考慮いたしまして、進めていきたいと思います。

○鈴木委員 文教厚生委員会鈴木がこういうふうに言ってました、と市長に報告してください。

○塚原委員長 すみません、2点。さっき3月1日といったんですか、記者会見。

○中澤文化生涯学習課長 3月1日月曜日に予定しております、市長記者会見でございます。

○塚原委員長 もう1点なんですけれども、こないだ部長ともお話したんですが、今度は、延期はないと思うんですね、この9月19日以降の。ある程度指標として7月31日の地点とか、日にちは設定の仕方はあるかと思うんですけれども、コロナで仮に今、1万人当たり、1.5とか色々ありますよね。その指標があった時には、仮に8月とかですね、8月に入っちゃうと着付けだったり、美容の問題だったり遅くなると思うので、中止にする指標はある程度決めておいた方がいいと思うんです。でないと、そこになってからまたやるのかやらないのかの話になるのであれば、7月31日の時点でコロナの陽性率が1.5になったもしくは茨城県でステージ3になった場合には中止にしますとか、ある程度指標としておいておいた方がいいのかなと思うので、検討していただきたいと思います。

○中澤文化生涯学習課長 やはり大きな1つの基準は、県の緊急事態宣言ということになるかと思います。延長の延長はないと担当課の方でも考えておりまして、最悪の場合にはウェブの式典でも致し方がないというところで、一部の委員ですけれどもネット上で公開してもしょうがないという意見もございました。けれど、皆さんは出来るだけ早くやりたいけれど、安心してできるのは暖かくなって、国のワクチン接種がある程度進んできて、高齢者が大体終わる頃と考えると9月頃かなというところで、意見が相対的にまとまったということでございます。色々ご意見あると思いますが、反応を考えて進めていきたいなと思っております。

○塚原委員長 インターネットでやるのは19日にできないという場合。式典自体の中止というのは、ある程度2か月くらい前には言わないと。呉服関係とか、着付けをする美容室とか私のところにすぐいいっぱい来てまして、結果的に1週間前、2週間前に中止と言われまして、前回中止で相当お金を負担しているんですね。その、美容関係とか呉服屋関係さんというのは。インターネット関係でやるのは、もしも中止の場合ではいいと思うんですけれども、事前に式典を中止というのは、ある程度指標を決めていつまでというのは、さっきの緊急事態宣言だったら緊急事

態宣言でいいんですけれども、その辺を明確にしておいた方がよろしいのじゃないかと思います。

○中澤文化生涯学習課長 分かりました。

○塚原委員長 よろしく願います。

○田中学務課長 学務課でございます。新治幼稚園の閉園式につきましてご報告させていただきます。特に資料は用意してございません。土浦市立幼稚園再編計画により、新治幼稚園は今年度、令和3年3月31日をもって閉園となります。閉園に伴い、3月19日金曜日に閉園式を行うものでございます。時間に付きましては、卒園式終了後の午前10時からを予定しております。なお、現在のコロナ禍の状況から、来賓の方々などのご出席は遠慮していただき、園児とその保護者及び教職員のみで閉園式を執り行う予定でございます。報告は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 その他、委員の方から何かございますか。

○下村委員 私からはお伺いしたいんですけれども、小中学校35人学級について、土浦市の体制、例えば施行になったら準備はできますかとか、教員の確保だとか、色々な意味で準備できているのかどうかというのをお伺いしたいんですけれども。

○菊地参事 35人学級については、茨城方式といいまして、現在でも小学校2年生については35人学級を実施している状況です。来年度以降、定数を是正していくということについては、この後文章が来るらしいですけれども、実際には、来年度の小学校2年生が35人学級になると学級数が増えるという学校は、2校しかありません。それは茨城方式で、すでに増える体で、人が入っておりますし、教室もございます。その次の年についても今のところの試算だとやはり2校だけ。実際には35人学級が実現して、学級が急増する訳ではなくて、毎年微増する状況で行くのではないかという読みがあります。職員についても再任用者、採用者の増加等で、その配置については、恐らくそんなに困った状況にはならないのではないか、あるいは教室についてもいきなり何学級も必要になるケースは考えにくいということで、長期的には必要になるかもしれないですが、直近としてはとりあえず大丈夫だと思います。以上です。

○下村委員 ありがとうございます。少人数学級だということを、前回委員会でも話し合いがありましたので、30人なんて話がありましたけれど、35人と政府の方で考えていると。実施する訳ですから、子ども達のために、滞りなくしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。もう1点、先ほど学校給食材料に異物が入っていたという話なんですけれど、わざと言わなかったんですけれど、前から学校給食センターの新設の時から、話が委員会にも出てたし、皆さん思うことでしょうけれども、地場産のものをできるだけ多く使ってくださいという要望があったと思うんです。これは色々な所から仕入れをしなければいけない現状、現状はそういうことなんでしょうけれども、聞いていたら新潟県だと、調査に行くのだからで

きない遠い所で、仕入先の問題も地場産にしていくことを考えてほしいとプラスアルファ。少しでも気持ちを地場産の方に切り替えていく。だんだん積み重ねていくうちに地場産に、どうしてもできないものもあるでしょうけれど、そういった努力をしていただきたいと思います。つい最近、常陸太田市でしたっけ、どこか給食センターができたのは。そこの市長さんもできるだけ地場産を使うんだよという報道がされてましたけれど、できるだけと入っていたかは忘れましたけれど、やはり地域振興のためにも地場産を使っていただきたと強く要望させていただきたいと思います。もう1つ異物の問題については、相手任せなのかもしれないけれども、作ったメーカーさんが悪いのか分かりませんが、入っていたのは事実なので、厳しく納入業者あるいは製造業者に対処していただきたいと思います。

○塚原委員長 他にありますか。

○中澤文化生涯学習課長 主要事業の指定文化財等管理事業で、奥谷議員より自動火災報知器の設置について他にも設置してほしいとのご意見がありましたが、県指定史跡の土浦城の櫓門と西櫓についても自動火災報知器を設置する予定でございます。事業が異なることから本事業には載せていないものでして、訂正させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。なければ教育委員会は終了いたします。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。再開は、13時とします。

【休憩】

(午後1時00分再開)

○塚原委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。サイドブックの準備はよろしいでしょうか。まず、議案関係(1)土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。今回高齢福祉課、条例改正5本提出させていただいておりまして、順次御説明を申し上げます。始めに資料1をお願いいたします。土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案でございます。国が定める基準であります、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に改正、公布されましたことから、改正された内容に基づきまして本条例の一部を改正するものです。改正の内容でございますが、(1)のとおり、虐待防止のための措置の義務化、感染症の予防等のための措置の義務化や会議におけるテレビ電話装置等の活用など新たな規定を追加した外、(2)にありますとおり、3つのサービスに係る個別の人員等の基準の改正を行うものでございます。この条例の施行日につきましては、令和3年4月1日としまして、経過措置として、2の(1)①～④及び(2)③の項目につきましては、令和6年3月31日までは、努力規定とするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案について、説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 続きまして資料2をお願いします。土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案でございます。こちらにつきましても、先ほどの条例改正で申しましたとおり、国が定める基準であります、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に改正、公布されましたことから、改正された内容に基づき本条例の一部を改正するものです。改正の内容でございますが、先ほどと同様に、虐待防止のための措置の義務化、感染症の予防等のための措置の義務化や会議におけるテレビ電話装置等の活用など新たな規定を追加した外、(2)のとおり、2つのサービスに係る個別の人員等の基準の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日とし、経過措置として、2の(1)①～④については、令和6年3月31日までは、努力規定とするものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。資料3土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正案についてをお願いします。

○水田高齢福祉課長 続きまして資料3をお願いします。土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正案でございます。こちら、先ほど申し上げました、国が定める基準である省令が本年1月25日に改正、公布されたことから、改正された内容に基づき本条例の一部を改正するものです。改正の内容でございますが、先ほどと同様に、虐待防止のための措置、感染症の予防等のための措置など新たな規定を追加した外、会議におけるテレビ電話装置等の活用など運営基準の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行日につきましては、令和3年4月1日とし、経過措置として、2の(1)①～③については、令和6年3月31日までは、努力規定とするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。次のページをお願いします、資料4です。土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改

正案について執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 資料4をお願いします。土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正案についてでございます。こちらでも、先ほど御説明申し上げました条例改正と同様に、国が定める基準であります省令が本年1月25日に改正、公布されたことから、改正された内容に基づいて条例を改正するものでございます。改正の内容でございますが、虐待防止のための措置、感染症の予防等のための措置など新たな規定を追加した外、会議におけるテレビ電話装置等の活用など運営基準の改正を行うものでございます。なお、こちらの条例につきましても施行日は、令和3年4月1日とし、2の(1)⑥については、令和3年10月1日から、また、経過措置として2の(1)①～③については、令和6年3月31日までは、努力規定とするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(5)土浦市介護保険条例の一部改正案についてをお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。資料5をお願いします。土浦市介護保険条例の一部改正案でございます。介護保険事業については、介護保険法の規定によりまして3年ごとに介護保険事業計画を定めており、令和3年度から令和5年度までの第8次計画に基づいて介護保険料を決定しているところでございます。今回介護保険料を改定することに伴いまして、土浦市介護保険条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、65歳以上の第1号被保険の介護保険料の改定で、第7次計画との変更点は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の設定とするため、所得段階を11段階から13段階とするものでございます。金額で申し上げますと、基準は第5段階となりまして、現在の計画では表の右側、年額の6万7,200円、月額にしますと5,600円の基準を第8次、令和3年度から令和5年度までの3年間の新保険料の基準額を表の左側の同じく第5段階、年額6万9,600円、月額にしますと5,800円とするものでございまして、年額では2,400円、月額では200円の増とするものでございます。この介護保険料算定につきましては、過去の介護保険の給付実績による自然推計によるものの外、施設整備等の見込みなどを国が作成しました、介護保険料の算定システム、見える化システムに介護給付費などの数値を入力することによりまして、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料を算定しているものでございます。今回、介護保険料が増額となる主な要因としては、介護保険料利用者の増加、介護保険報酬の改定によりまして、事業者を支払われる介護報酬が0.7パーセント増額されたことにより、介護保険事業にかかる総事業費が増加していることによるものでございます。次のページをお願いいたします。3番ではこれまでの経緯としまして、介護保険制度が始まりました平成12年度からの変遷をお知らせしてるところでございます。なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(6) 土浦市こどもランド条例の制定案について執行部より説明お願いいたします。

○中川こども相談課長 こども相談課です。よろしくお願いいたします。資料6をお願いいたします。土浦市こどもランド条例の制定案について、御説明さしあげます。制定の理由につきましては、午前中に教育委員会からも御説明がありましており、令和3年度の機構改革に伴い、教育委員会文化生涯学習課所管のこどもランドがこども未来部保育課に所管替えとなるため、新たに土浦市こどもランド条例を制定するものです。条例の内容でございますが、こどもランドの設置管理について定めるもので、全12条からなるものです。1条は条例の趣旨、2条は設置目的、設置場所について、3条はこどもランドについての事業、第4条～第5条は休館日と開館時間について定めております。休館日につきましては、現在、月曜日が休館日となっておりますが、4月からは月曜日も開館し、祝休日と年末年始のみを休館とすることといたします。また、これに伴いまして、土浦市青少年センター条例他、関連条例の文言を加除し修正いたします。本条例の施行日は、令和3年4月1日からといたします。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(7) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 健康増進課です。よろしくお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第15回案について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業について御説明いたします。補正の理由は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、新型コロナウイルス感染症による重症者や死亡者の発生を減らし、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることを目的に、予防接種法に基づく臨時接種を実施いたします。つきましては、迅速かつ安全に予防接種を開始できるよう、必要な体制の確保と接種に係る費用について、予算の補正をお願いするものでございます。2番の事業概要についてご説明いたします。(1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業。接種につきましては、個別接種や集団接種でのワクチン接種に関わる医師、看護師等を配置しワクチン接種を実施いたしたいと考えております。財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、補助率10分の10を活用します。支出の主なものは、市民の方のワクチン接種の接種料が主なものとなります。また、集団接種の際の医師、看護師、薬剤師等の報酬費が主なものとなります。対象者は、16歳以上の市民12万5,000人を見込んで算定しております。次に(2) 新型コロナウ

イルスワクチン接種体制確保事業について御説明します。迅速かつ安全に予防接種を開始するため、ワクチン接種を個別接種や集団接種で実施するため、必要な物品等を備え実施いたしたいと考えております。財源については、新型コロナウイルス接種体制確保事業国庫補助金、補助率10分の10を活用いたします。支出の方は、市民の方のワクチン接種に必要な衛生用品の購入や、集団接種会場及び医療機関での感染防止に必要な衛生用品の購入。また、接種に必要な接種券の郵送料が主なものになっております。また、市内の協力医療機関70へのワクチン発送の委託を考えておりますので、その委託料も含まれております。(3)その他といたしましては、令和2年度執行額を除き、繰り越したいと考えております。補正予算額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算額、5億4,419万1,000円、新型コロナウイルス接種体制確保事業の補正予算額、2億3,314万円、合計7億7,733万1,000円をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 少し確認お願いしたいんですけども、委託料というところの説明で、ワクチンの運搬等という説明だったと思いますけども、ワクチンの運搬というのは、資格とかそういうのは要らないんですか。

○羽成健康増進課長 国から来る搬送につきましては、国の指定の運送業者が基幹の施設の方に来ます。その基幹の施設から、各協力医療機関に搬送するものにつきましては、特に資格等が必要だっというようなQ&A、国から示されているものはございません。今考えているのは、市の職員若しくは搬送業者の入札を考えております。

○下村委員 ありがとうございます。だんだんワクチンの運搬の仕方、例えばバイクは駄目ですよなんて言ってたんですけども、運搬の仕方が変わるわけではないんですけども、冷凍温度というのかな、マイナス75度だっけ、これが今度15度とかなんかでもいいんだよ保管が、とか変わってきているみたいなので、この辺の扱いを丁寧に扱ってもらえるように指導はしていただけると思うんですけども、業者の選定については、しっかりと安心できるところ。よろしくお願ひしたいと思います。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 (8)総合福祉会館感染症予防対策事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課でございます。よろしくお願ひいたします。資料につきましては、⑧をお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算、第16回案、総合福祉会館感染症予防対策事業について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、総合福祉会館はウララ2のビル4階から6階までの施設で、地域福祉の活動の拠点としまして、開設から23年が経過した施設でございます。加えて、8階にこどもランド及び東崎保育所駅前分園が設置されていることから、2番の事業概要に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の予防策でありま

す、飛沫感染防止対策として和式トイレを蓋付きの洗浄機能付き洋式トイレに改修をするとともに、既存の洋式便座についても、蓋付き洗浄機能付き便座に改修を行うもので、合計15箇所のトイレ改修を行うための改修工事費について、増額補正をお願いするものでございます。3番の補正予算額、中段に記載のとおり歳出分として、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費に460万8,000円の増額補正をお願いするものです。なお、対象工事費の全額が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が対象となることから、歳入分としまして、同額の増額補正をお願いするものでございます。併せて、改修工事の期間としまして、約1か月半程度の期間を要することから、年度末までに完了するという部分がございますので、下段に記載のとおり改修工事費の全額につきまして、令和3年度に繰越をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 洋式トイレのところの、手洗いとかそういったものは、蛇口はレバー対応とか考えていますか。

○平井社会福祉課長 総合福祉会館はすべて自動ですね、手をかざしますと水が出るタイプでございます。レバー式とかそういったものではないといったところでございます。

○下村委員 ありがとうございます。先ほど委員会でそういう話が合って、所謂感应式のやつなんだね。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。新治総合福祉センター感染症予防対策事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課でございます。資料につきましては、⑨をお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第16回案、新治総合福祉センター感染症予防対策事業について御説明をいたします。先ほどの総合福祉会館同様に、新治総合福祉センターにおきましても、2番の事業概要に記載のとおり、施設内の感染防止対策の一環として、新型コロナウイルス感染症の予防策となります、飛沫感染防止対策として、和式トイレを蓋付き洗浄機能付き洋式トイレに改修するとともに、既存の洋式便座についても、蓋付き洗浄機能付き便座に改修を行う外、洗面台や調理台等の回転ハンドル式の蛇口を、手の接触機会が少ないレバー式に改修するものでございます。対象箇所23か所の改修を行うもので、工事費につきまして増額補正をお願いするものです。3番、補正予算額に記載のとおり、歳出分としまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費に595万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。全額が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が対象となりますので、歳入分としまして、同

額の増額補正をお願いするものです。併せまして、改修工事の期間として、約1か月半程度の期間を要することから、下段記載のとおり、改修工事費の全額につきまして、令和3年度に繰越をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(10) つくしの家、療育支援センター管理運営事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課でございます。サイドボックス資料⑩をお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第16回案、つくしの家、療育支援センター管理運営事業につきまして御説明いたします。補正の理由につきましては、国の第三次補正予算により、新型コロナウイルス感染拡大防止のさらなる徹底及び新しい生活様式等への対応を図るため、土浦市つくしの家及び土浦市療育支援センターにおける水道蛇口ハンドルを、手の接触の少ないレバー式に交換するものでございます。補正概要につきましては、①つくしの家は、食堂前の洗面所とトイレ蛇口21か所を交換し、②療育支援センターは、職員室内洗面所と職員トイレ蛇口2か所の交換する予定をしています。なお、財源については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。補正予算額といたしましては、歳出につきまして、3款民生費、1項社会福祉費、4目つくしの家管理運営費、10節需用費の修繕料を8万9,000円増額して、補正後の予算額を30万1,000円とし、また、3款民生費、2項児童福祉費、8目療育支援センター管理費、10節需用費の修繕料を7,000円増額し、補正後の予算額を32万2,000円にお願いするものでございます。なお、蛇口のハンドルのために、すべて年度内に交換できるので、繰越はいたしません。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(11) 子育て交流サロン改修事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○中川こども相談課長 こども相談課です。お願いいたします。資料⑪をお願いいたします。令和2年度一般会計補正予算、第16回案、子育て交流サロン改修事業について御説明させていただきます。補正の理由につきましては、これまでお話をさせていただいた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と同様、子育て交流サロンの水道蛇口等の改修を行うものです。事業概要としましては、中高津にあります交流サロンわらべの水道蛇口を、感染防止のための水道使用時に手の接触が少ないレバーハンドルへの交換、東真鍋にありますのぞみにつきましては、トイレに飛沫、エアロゾル感染防止のため、現在蓋なしの洋式トイレとなつてございますので、蓋を改めて設置するものであります。補正予算額につきましては、歳出で2目児童福祉費対策費、10節修繕料5万3,000円をお願いするものです。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用いたします。

なお、改修時期につきまして、材料の入荷等が4月以降になるため、繰越とさせていただきます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(12) 保育所等新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 資料⑫をお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算、第16回案について、保育所等新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただきます。1番の補正の理由についてでございますが、国の3次補正予算に係るもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、保育施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施するために必要となる費、かかり増し経費と申しまして、勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割り増し賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などがございます。このかかり増し経費や感染防止用の消耗品等の購入に係る費用、マスクや消毒液や備品など、これらにつきまして支援をするために、増額補正をお願いするものです。2番の事業概要については、(1)の対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設で、計50施設でございます。(2)の補助基準額は、施設の定員に応じて、上限額30万円から50万円でございます。(3)の補正予算額は、計2,150万円です。(4)の補助割合は、国補助金が2分の1でございます、残りの半分につきましては、地方創生臨時交付金の対象として考えております。(5)その他でございますけれども、事業について全額を次年度へ繰越いたします。3番の補正予算額につきましては、歳入では、第16款国庫支出金では、第2項国庫補助金、保育環境等改善事業費補助金1,075万円、第4項国庫交付金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,075万円の計上です。歳出では、第3款民生費第2項児童福祉費第5目保育所費、これは公立保育所分です。第10節需用費250万円の計上です。消耗品購入費です。第6目私立保育園費は、第18節負担金補助及び交付金1,900万円の計上で、民間保育施設への補助金でございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○矢口委員 かかり増し経費という言葉が出て来ました。今ウェブで見えていたら、新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金というのがあるのですが、通常の国庫補助金でやっているということでしょうか。

○菊田こども福祉課長 国の3次補正の中で、保育環境等改善事業費補助金という項目がございます。そこで2分1が当たります。残りの2分の1の地方負担分について、地方創生臨時交付金を充てると。そういう対応をするものでございます。

○下村委員 再確認ですけど、今の関連で。国が2分の1、新型コロナ対策の臨時交付金で2分の1という言い方でいいんですか。

○菊田こども福祉課長 そのとおりでございます。

○下村委員 そうすると市の負担はゼロだという。

○菊田こども福祉課長 結果的にそのようになります。

○下村委員 分かりました、ありがとうございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(13) 児童館トイレ洋式化等改修事業、新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 こども福祉課でございます。資料⑬をお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算、第16回案について、児童館トイレ様式化等改修事業についてご説明させていただきます。1番の補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、市内3か所の児童館における設備の一部を改修する費用について増額補正をお願いするものでございます。2番の事業概要につきましては、(1) 対象施設は、都和児童館、ポプラ児童館、新治児童館でございます。設備改修としまして、(2) 和式便器を洋式便器に改修します。都和児童館には和式はございません。ポプラ児童館で2か所、新治児童館で1か所を改修します。また、(3) トイレ手洗い自動水栓化と、水道蛇口のレバーハンド化の改修を行います。都和児童館10か所、ポプラ児童館4か所、新治児童館17か所でございます。(4) その他でございますが、事業については、全額を次年度へ繰越いたします。3番の補正予算額については、歳入では、第16款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金238万1,000円の計上です。歳出では、第3款民生費、第2項児童福祉費、第7目児童館費、第14節工事請負費で、238万1,000円の計上でございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 もう1度、すいません。2の事業概要の(2)、和式便器を洋式便器に改修しますという説明の中で数が、ポプラ児童館が2か所と新治児童館が1か所って、数が少ないと思うんですけれど、すべて改修する訳ではないんですか。

○菊田こども福祉課長 今現在ある和式便器が、このポプラ児童館2か所と新治児童館1か所でございます。その改修でございます。

○下村委員 全体の数というか、ポプラがいくつあるのかというのが分からないから、ちょっと理解できないんですけれども。

○菊田こども福祉課長 申し訳ございません。全部でいくつあるっていうのは、現在把握しておりませんので、申し訳ございません。

○下村委員 要するにポプラ児童館も、新治児童館も全て和式を洋式に変えますよ、という考え方でよろしいですか。

○菊田こども福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○下村委員 それなら結構です。ありがとうございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(14) 高齢者施設PCR検査事業、新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について 執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。資料⑭をお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算、第16回案について高齢者施設PCR検査事業となります。1補正の理由でございます。本市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、茨城県では昨年11月から12月にかけて、市内にあります入所、入居系の高齢者施設従事者に対する抗原検査を実施したところでございます。しかし、同じ入所、入居系の高齢者施設であります認知症高齢者グループホーム従事者は検査対象外とされたことから、感染拡大を未然に防止するため、市でグループホーム従事者を対象としたPCR検査を無料で実施するものでございます。2事業の概要でございます。市内にはグループホームが15施設ございまして、人員基準上は職員約250人となっておりますが、人員基準外の職員などもおり、県が実施した際の実績では、人員基準の1.4倍に、結果的に人数が膨らんだと経緯がございましたことから、検査の対象とする人員を350人とするものです。1件当たりの検査費用が1万4,850円となり、2回の検査を予定してますことから、合計で1,039万5,000円を所要額と見込んだところでございます。なお、この事業につきましては、全額次年度に繰越させていただきたいと存じます。3補正予算額でございます。歳入は、2目民生費国庫交付金、4節老人福祉費交付金、1,039万5,000円。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。歳出は、5目老人福祉費、11節役務費、1,039万5,000円、歳出歳入同額とするものでございます。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○奥谷委員 2回検査を行うということですが、いつからいつまでの間で検査を2回、間隔をどれくらいあけてやるのかというのは想定されているのでしょうか。

○水田高齢福祉課長 月に1回15施設を検査することで、今計画しておりまして、4月に1度、5月に1度という形で今のところ考えているとことでございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(15) 老人福祉センター等整備事業、新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。資料⑮をお願いいたします。同じく令和2年度土浦市一般会計補正予算、第16回案についてでございます。こちらは、老人福祉センター等整備事業になります。補正の理由につきましては、これまでご説明させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、老人福祉センターのトイレ改修と蛇口の交換工事を実施し、高齢者により安全で快適な施設とするため、工事費用について増額補正を行うものでございます。事業概要です。対象施設は、老人福祉センター湖畔荘とつわぶきです。事業内容です。1つ目

は、それぞれの施設のトイレの洋式化で、暖房便座、洗浄機能付きのものに交換するもの。2つ目は、蛇口の交換で、レバー式のものに交換するものでございます。記載の方ございませんが、湖畔荘につきましてはトイレ3か所、蛇口につきましてはお風呂施設もございますことから41か所。つわぶきにつきましてはトイレ7か所、蛇口につきましては10か所改修するものでございます。なお、この事業につきましても、全額次年度に繰越をさせていただきたいと存じます。3の補正予算額です。歳入は、2目民生費国庫交付金、4節老人福祉費交付金811万8,000円。その財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。歳出につきましては、5目老人福祉費、14節工事請負費811万8,000円。歳入歳出同額を計上するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(16)保健センター及び保健センター新治分室便器改修事業、新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 健康増進課です。よろしくお願いします。保健センター及び保健センター新治分室便器改修事業についてご説明いたします。補正の理由は、トイレ使用時発生する飛沫、エアロゾルによる新型コロナウイルス感染を防止するため、土浦市保健センター及び保健センター新治分室の和式便座を蓋つき洋式便座に改修するものでございます。事業の概要ですが、土浦市保健センターの和式便器を洋式便器8台に改修いたします。また、保健センター新治分室につきましては和式便器を洋式便器3台に改修するものでございます。また、こちらの事業につきましては、次年度に繰越したいと考えております。補正額につきましては、歳入補正予算額884万9,000円、歳出につきましては工事請負費として同額を予定しております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。(17)PCR検査費用助成事業、新型コロナウイルス対策事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 資料は⑰をお願いいたします。PCR検査費用助成事業、新型コロナウイルス対策事業についてご説明いたします。補正の理由でございますが、新型コロナウイルス流行下において、経済活動における感染リスクの低減や不安解消を図るため、市内の事業者が従事者等に実施するPCR検査体制を整備する目的で、費用の一部を支援するため、補正をお願いするものでございます。2番の事業の概要でございます。対象者は、市内に事業所を有する事業者。無症状の従業員等に実施するPCR検査の費用の一部を支援します。市内事業所の確認方法といたしまして、申請の際に開業届、飲食店営業許可書、登記事項証明書等のいずれかの写しを

提出していただきます。参考といたしまして、市内の事業所、平成28年度の経済センサスでございますが、そちらから市内事業所数は6,373か所でございます。従業員数7万5,552人が働いております。補助額でございますが、PCR費用1回あたり上限5,000円といたします。1事業所1年度50万円を上限といたします。助成方法でございますが、事業者が従業員等の検査をとりまとめ、結果と申請書を健康増進課の方に提出いただいて、事業者の方に助成金を支払うような形となります。検査数の見込みですが、1月約150人を見込んでおりまして、1,650人を対象といたしております。検査機関でございますが、土浦市内の総合健診協会県南センター、江東微生物研究所の検査で可能で、他の検査機関も可能となっております。助成期間ですが、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間で実施したいと考えております。補正予算額は825万円でございます。こちらについては、予備費、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充たしたいと考えております。歳出に付きましては、補正予算額負担金及び交付金、補助金825万円同額を計上したいと考えております。また、こちらについても次年度に繰越したいと考えております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に移ります。18番ちょっと長くなるかと思うんですけど、このまま進めさせていただきます。サイドブックスの方、もう一度戻していただいて、全員協議会、令和3年、2月19日のフォルダを開いてください。そうしますと令和3年の予算の概要ですね、これを開いていただくと。準備できましたら、執行部より説明をお願いします。一般会計から、地域生活支援拠点事業からよろしく願いいたします。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課でございます。令和3年度土浦市一般会計予算概要、サイドブックスのページで28ページをお願いいたします。紙資料だと26ページとなります。地域生活支援拠点事業につきまして、ご説明いたします。本事業は、障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、地域生活支援拠点コーディネーターが中心となり関係機関と協力して、障害者が地域で様々な支援を、切れ目なく提供できるよう障害者やその家族の生活を地域全体で支える、体制整備をするものでございます。事業内容につきましては、国で示す生活支援のための5つの事業があるんですが、その内相談と緊急時の受け入れ対応の2つの事業について令和3年度から実施するものでございます。(1)相談は、各中学校地区にコーディネーターを配置しまして、ハイリスク障害者を抽出しまして、緊急時に対する備えの相談に応じ、それぞれの個々の登録台帳を整備して緊急時に役立つ情報を整備するものであります。(2)緊急時の受け入れ対応は、介護者が急病や事故等の突発的な事由によりケアができない場合に、コーディネーターが障害者宅訪問しまして、相談に応じたり受入れ施設との連絡調整や必要な支援を行ふものでございます。予算につきましては、市内3か所の今現在一般相談事業、要するに障害者の相談を専門でやっていただい

ている事業所に対し、地域ケアコーディネーターを配置するための相談委託料と、緊急時に障害者を受け入れる際の、施設3か所の利用料と受け入れる時に障害者に対して行うPCR検査費用。総額250万円を計上しております。期待される効果といたしましては、障害のある方が住み慣れた地域で、安心した生活ができるよう、支援体制の充実が期待されます。説明は以上になります。

○菊田こども福祉課長 ここから、こども未来部の事業が4件続きますけれども、現在担当している所属課により、順番に説明させていただきます。サイドブックスの資料の29ページをお願いいたします。紙の資料では27ページでございます。キッズスペース更新事業でございます。こども未来部のこども政策課担当の部分でございます。事業の目的は、市役所を訪れる親子が窓口における手続きの待ち時間をより心地よく過ごせるよう、既存のキッズスペースを、県産木材を使用したものでリニューアルいたします。事業の概要につきまして、今年度事業内容ですけれども、市庁舎本庁舎1階に設置しております現在のキッズスペースにつきまして、県産木材を使用したものに更新します。更新に係る財源としては、森林環境譲与税を活用します。期待される効果、成果目標等につきましては、木材を活用しデザインに工夫を凝らしたものにリニューアルし、子ども連れの来庁者の、窓口利用の快適さや満足度の向上を図るものでございます。説明は以上でございます。

○中川こども相談課長 こちらはこども相談課から説明させていただきます。結婚新生活支援事業になります。サイドブックスの30ページとなります。事業目的ですけれども、結婚を希望しても、結婚資金が足りないなど、結婚生活の住居にめどがたたない若者に対し、新生活のスタートに係る費用を助成することで結婚に伴う経済的負担の軽減し、婚姻数の増加を図ることを目的としております。この事業は、平成29年10月の開始以降、中段の表に、右ですね、右の表にありますとおり、年齢要件や上限額等を変更しながら助成を実施してきました。今年度は年齢要件と所得要件を緩和することにより、姻数が増えるとともに転入促進効果を期待しております。説明は以上です。

○菊田こども福祉課長 続きまして、サイドブックス資料31ページをお願いいたします。紙の資料では、29ページでございます。認定こども園土浦幼稚園整備事業です。こども未来部のこども政策課担当の部分です。事業の目的につきましては、多様化する幼児教育と保育ニーズに対応するため、希望するすべての子どもに幼児教育と保育の一体的な提供ができるよう、土浦幼稚園の幼児教育機能と近接する東崎保育所の保育機能を移転、集約した幼保連携型の認定こども園を新設するものです。また、名称には土浦幼稚園の名称、歴史、文化を後世に残すため、土浦幼稚園を採用いたします。事業の概要につきまして、今年度事業内容については、令和3年度は施設改修工事の実施設計を行います。実施設計の中では、耐震診断も含み事業費は委託料2,010万2,000円の計上です。今後の予定については、令和4年度に文部科学省の補助金を活用し、施設の改修工事を行います。認定こども園設置の内容ですが、場所は現在の土浦幼稚園所在地です。定員は100名程度で、教育

40名、保育60名でございます。園舎整備は、園舎の改修を行います。期待される効果、成果目標等については、認定こども園の設置により教育、保育環境を充実させ、多様化するニーズに対応し、子どもの健全育成に寄与するものでございます。説明は以上でございます。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課でございます。サイドブックス32ページ、紙資料で30ページをお願いいたします。保育所等訪問支援事業につきまして、ご説明いたします。来年度からこども未来部のこども包括支援課が担当となります。本事業は、保育所や幼稚園等に通園する発達に支援を必要とする障害児が、集団生活に適應できるように、通所先に心理職等の専門職が訪問し、個別に支援を行うものでございます。事業内容は、児童が通所する保育所又は幼稚園等で集団指導の中で、個別の療育支援や指導する保育士等に支援方法の指導を行います。対象児は、市内の保育所等に通所する未就学の障害児で、かつ、障害児福祉サービスの未利用の児童になります。訪問回数は、月2回を基本としまして期間は6か月間になります。予算につきましては、訪問支援員の報酬と旅費になります。期待される効果といたしましては、通所先の保育所等の中で、専門職による療育支援を受ける体制をつくることで、障害児が集団生活にスムーズに適應できることが期待されます。説明は、以上でございます。

○羽成健康増進課長 次に、大腸がん医療機関検診についてご説明いたします。資料の33ページをお願いいたします。令和3年度予算の概要では31ページをお願いいたします。事業の目的でございますが、大腸がんは罹患率、死亡率の高いがんであると言われております。早期発見、早期治療で死亡率が低下することが科学的に証明されており、大腸がん検診は国の奨励する健診の一つとなっております。市民の健康づくりのため、受診できる機会を増やし、受診率の向上を図りたいと考えております。対象者は、40歳以上の市民で4万2,379人おりますが、その内の約4パーセントの受診を考えておりまして、1,680人を受診者として見込んでおります。また委託先は、土浦市医師会に委託し、協力医療機関による大腸がん検診の実施体制を構築いたしたいと考えております。大腸がん検診を受診しやすい体制を構築することで、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療に結びつけ、市民の疾患予防や健康増進に寄与したいと考えております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。とりあえず一般会計、この6つですね、この6つについて委員の皆さんから質問等がありますか。

○鈴木委員 認定こども園について、今更ながらの疑問でちょっと恥ずかしいんですけども、教育が40で保育が60。そうすると、まず教育の40というのは、所謂年長さんと年中さんで40という捉え方でよろしいですか。

○菊田こども福祉課長 これまでは土浦幼稚園、年中さんと年長さんだったんですけれども、今度認定こども園になりますと、年少さんからとりますので、年少、年中、年長と合わせて40程度で考えているものでございます。

○鈴木委員 仮に初年度で年長、年中、年少で40埋まってしまった場合、途中から認

定こども園、今の土浦幼稚園のところに年少、年中、年長で入れないってことでいいですね。

○菊田こども福祉課長 職員、保育教諭の人数によっては、教室の広さは入れる広さがありますので、それ以上を取ることは可能でございます。

○鈴木委員 そうすると、保育の部分で0歳から3歳までの人たちが、最初からそこにいるわけだから、その人たちがまず優先的に繰り上がっていくのか、それとも1年1年ごとの、年度ごとに審査をされてくのか、運用になってからの話で申し訳ないけど、そこはどのように設計されているのか。

○菊田こども福祉課長 基本的には繰り上がりでいく考えでございます。ただ、そこに空き人数があれば募集をかけて、その分を希望者、応募があれば受け入れ態勢を整えていきたいと考えております。

○福田委員 地域生活支援拠点事業について伺いいたします。土浦市には、所謂ふれあいネットワークサービスというのがあるかと思うんですけども、ふれあいネットワークは単に高齢者だけじゃなくて、障害者も対象にするというふうに理解していたんですけど、今度の新規事業とこれまでの事業の考え方の違いといいますか、その辺は。

○加藤障害福祉課長 ふれあいネットワークというのは、各地区に社会福祉協議会の職員が、地域ケアコーディネーターという、同じコーディネーターという名前なんですけれども、福祉の地域の相談、子どもから生活困窮者まで縦割りの分野に分けることなく、すべてを網羅して相談に応じる。解決にあたっては、それぞれの縦割りの制度に結びつけるように、つなぐ役ということになっています。今度の新しい事業は、それよりも障害者を特化して、障害者の個々の台帳、要するに重度で親御さんがもう80歳で、お子さんが、息子さん娘さんが50台、40台で介護ができそうにない高齢障害者世帯というんですか、そういう方を個々に訪問をして、リスクがあるとこちらが見極めをして、何かあった時には登録台帳といって、個人情報の緊急連絡先がどことかどこのお医者さんに通っているとか、台帳を整備して、万が一の事故の時にすぐに対応ができるようにやるものになります。なので、一般の相談を各機関の福祉事務所の担当に振る場合と、この事業が障害者特化して障害者だけを直接保護するような仕組みを作るということになっております。

○下村委員 少し教えて欲しいんですけども、サイドブックのページでいうと29ページ。キッズスペース更新事業というところで、括弧して新規ですね。どうも説明だけでは、更新するんだろうけれど、更新するものがどんなものになるのかイメージがわからないんですけども。今、写真は、現在のキッズスペースになっているんですね。300万というのは備品購入費ですね。だから、どんな感じになるのかっていうのが、ちょっとイメージがわかなかうて。

○菊田こども福祉課長 イメージがなくて申し訳ございません。まず、大きさ的には現在の大きさと大体同じくらいの大きさで考えております。イメージでございますけれども、言葉になってしまって申し訳ございません。遊び心のある、市の特色など

を生かしたものになるとよいと考えております。市に関連したデザインしたものや、それを部材に落とし込んだりしまして、見た目にも華やかさがあるものにできればと考えております。業者からイメージとしていただいた図面はあるんですけども、今日こちらには付けてなくて、申し訳ございません。

○**下村委員** ありがとうございます。パースみたいな想像図があればよかったんですけども、結構遊具って高いのかもしれないんですけども、結構な金額ですよ、備品購入だけだったらね。それが設置された時にどういうものなのかっていうのと、もう1つ安全性という問題があって。このフロアの片隅に置かれたと、やっぱり地震がきたら転倒して怪我したとかも考えられるので、そういったことも含めてこの事業をやるならばしっかりと検討していただきたいし、県産の木材を使うのであれば、これは茨城県のとか見積書は来るんでしょうけれども、皆に分かりやすいように表示してほしいですよ。茨城県の材木を使ってますというのと、これは市民贈与税だったよね、その金額が基金にあるわけだから、それを使ってやってるんですよときちんと訴える。皆さんのお金がこのように変わってますよと訴えてほしいなという気がするんですね。今後もっともっと使える基金が増えて行くんだから、使えるものが増えていくので、そういうことも含めて考えてください。よろしくお願いします。以上です。

○**菊田こども福祉課長** 木材の表示につきましては、進めさせていただいております。あと、今危険性のお話が出ましたけれども、確かに木材で、軟らかい素材ではないので、使い方次第では怪我にもつながる恐れはあるかと思えます。業者選定にあたりまして、安全基準などに配慮しているか、怪我などのリスクが極力少なくなるようなデザイン概要になっているかも考慮して進めてまいりたいと考えて思います。

○**目黒副委員長** 地域生活支援拠点事業について、私も質問させてください。地域生活支援拠点コーディネーターの業務として、社会福祉協議会にある日常生活自立支援事業であつたりとか、また成年後見制度とか実際行われていることが被る、又は分けてるというようなことがあれば説明いただけたらと思います。

○**加藤障害福祉課長** すみません。私の説明がちょっと悪くて申し訳なかったんですが、社会福祉協議会の、各地区の公民館にいるコーディネーターとはまったく別な人になります。あくまでも、社会福祉協議会でやっている日常生活自立支援事業とか各中学校区の総合的な相談は社会福祉協議会がそのまま継続してやります。この地域生活支援拠点はあくまでも障害者の方を、緊急時に備えての相談を受ける。このコーディネーターは、今現在委託している障害者専門の相談ができる事業所に3か所、実際は具体的に、ほびき園さん、尚恵さん、社会福祉協議会という専門のところの事業所にコーディネーターを要請して、親御さんの高齢化に伴う、親御さんも高齢になると自分の体も大変になってくるので、そういうところは介護保険に繋がったりとか、お子様自身万が一になった時には、どういうお医者さんに行くのか、親族をどこに呼べばいいのか、そういうことを個別に調査した台帳を整備して、万が一の時に連絡が入ったら、すぐに対応できるようにするというものであります。よろし

いでしょうか。

○目黒副委員長 そうしますと、ご本人から直接連絡行くというのは、多分なかなかないと思うので、地域の民生委員の方とか地域のコーディネーターの方からいくこともあるということですね。

○加藤障害福祉課長 おっしゃるとおりです。家族が高齢といわず、障害者自身が高齢の人もいますよ。要するに障害者自身が高齢で、一人暮らしで、誰も親族がいないような方もいらっしゃるので、家族が万が一の時もあるし、障害者自身が万が一の時もあるので、委員さんのおっしゃるように、そういう人も含めてこういう人がいる、これは備えが必要だから、社協のコーディネーターにこういう人がいるからよろしくねって話を繋いだりとかそのようなこともやっていくことになります。

○目黒副委員長 特に年齢とか関係なく、60歳以下の方であっても、本当に一人で大変な思いをされている方、周りからの通報だったり、あるいは民生委員からの通報ということでも可能だということ。

○加藤障害福祉課長 想定的には高齢化の人の方が、リスクが高いと思っておりますので、想定としては65歳以上を想定していますが、ただ、60歳前後でも生活習慣病でリスクが高い方もいらっしゃるので、明確な年齢を区切って事業を実施するという事は考えておりません。

○目黒副委員長 ありがとうございます。2点ばかり要望という形でお話させていただきたいと思います。1点目が、認定こども園の整備事業で、設計をこれからされるということで、キッズゾーンですかね、園舎の周りの安全を確保するという意味で、警察と協議が必要だと思うんですけども、そちらの方ぜひご検討いただきたいと思います。最後に、保育所等訪問事業につきましては、実際指導をされる方が来た時に、該当する児童の方が別室だったりとか、みんなとは違うカリキュラムを受ける時に、他のお子様がなぜこうなるんだとしっかりと、なかなか理解するのは難しいと思うんですけども、そういったところもぜひ配慮の方をお願いいたします。

○塚原員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは特別会計の方に移ります。地域リハビリテーション活動支援事業の方からよろしくお願いいたします。

○水田高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。サイドブックのページですと、71ページ、紙ベースですと69ページをお願いいたします。地域リハビリテーション活動支援事業でございます。この事業につきましては、高齢者の健康寿命の延伸、それから要介護認定者数の増加の抑制を目的に、リハビリテーション専門職など、多職種との関わりにより、元気な高齢者には介護予防に関する意識を高めるとともに、運動不足が続いたり社会的な交流が乏しい状態にある日常生活不活発者などには、早期の支援に繋がれるよう介護イベントを開催するものでございます。具体的には、体力測定による身体機能の数値的管理を行いまして、介護予防に必要な知識等を身に付け、支援が必要な方には、専門的なアプローチを行ってまいります。

令和3年度は、ロールモデルとして2回の実施を予定しております。予算につきましては、講師への謝礼等や体力測定に使用する消耗品などとなります。説明につきましては以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。続いて認知症施策推進事業もお願いします。

○水田高齢福祉課長 サイドブックのページですと、72ページをお願いいたします。紙のものですと、70ページとなります。認知症施策推進事業でございます。この事業は、認知症の予防と共生を両輪にし、本人や家族への支援、さらに認知症の方に優しい地域づくりを行うことで、認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会の実現を目指すものでございます。令和3年度も引き続き、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断、早期対応を図ってまいります。また、認知症の予防やその進行を穏やかにするため、2か所で開催してまいりました、認知症カフェふれあい茶屋については継続して実施をするとともに、より身近な地域で開催できるようふれあい茶屋登録制度を設けて、その開設及び運営の後方支援を行ってまいりたいと考えております。ちなみに現在、登録制度に手を挙げていただいている事業者は、6団体ほどございます。新型コロナの影響でまだ開催が出来ていない状況ですが、まもなく開催の方をしていきたいと考えております。予算については、支援チーム委託料の外、様々な取り組みに係る事務経費となります。説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○目黒副委員長 地域リハビリテーション活動支援事業のモデル事業として、市内2か所の予定している場所を教えてください。

○水田高齢福祉課長 2か所につきましては、今年度も予定をしておりまして、土浦イオンと、あと各中学校地区にございます公民館から1か所を選定して実施したいと考えてございます。

○目黒副委員長 ありがとうございます。今後、この取り組みが周知されて参加者が増えるようでしたら、会場等も増やすという考えでよろしいでしょうか。

○水田高齢福祉課長 モデル事業でございますので、その実績等をよく考えた上で広げてまいりたいと考えてございます。

○塚原委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 暫時休憩とさせていただきます。14時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【休憩】

(午後2時30分再開)

○塚原委員長 それでは休憩前に引き継ぎまして、会議を始めたいと思います。まず菊田課長から。

○菊田こども福祉課長 こども福祉課でございます。お手元にお配りさせていただいた資料でございますが、先ほど下村委員からキッズスペースのイメージについてご指

摘いただきまして、これはある業者で出してくれてきたイメージでございます。これによりますと、大きさは今あるキッズスペースとだいたい同じ大きさなんですけれども、これは丸い形でレンコンをイメージしているものでございます。丸にクッションを何箇所か置いてレンコンの穴に見立てて、左側には小さい子用の滑り台。そして右側には、お籠りハウスとかいうことで、小さい子が中にもぐったりとかできるようなもので、後は絵本棚をつけてというような、こんなイメージを出してきてくれたものがございます。一つのイメージでございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは報告関係に移ります。1 土浦市国民健康保険税条例及び土浦市国民健康保険条例の一部改正の専決処分についての報告をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。サイドブックの資料⑧をお願いいたします。資料は全部で3ページとなっております。国民健康保険税条例及び国民健康保険条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。本件につきましては、改正理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、本年2月3日に公布、2月13日より施行されたことに伴いまして、土浦市国民健康保険税条例及び土浦市国民健康保険条例を一部改正して2月13日に施行する必要がございましたことから、専決処分を行ったものでございます。主な改正の内容につきましては、本条例において新型インフルエンザ等対策特別措置法から引用しておりました、新型コロナウイルス感染症を定義する条項が、今般の法改正により削除されたことに伴い、条例中の新型コロナウイルス感染症の定義に関する文言を改めるものでございます。具体的な内容につきましては、資料の3、新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表1ページから2ページにまたがって掲載させていただいているのが、1 国民健康保険税条例、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について定めております、付則第26項、また、資料2ページから3ページの2 国民健康保険条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について定めております、付則第4条中の新型コロナウイルス感染症の定義につきまして、記載のとおり、国から示された文言にそれぞれ改めるものでございます。なお、本改正によりまして、新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免及び傷病手当金の対象や内容等に変更はございません。施行日につきましては、資料末尾の4、施行日のとおり、令和3年2月13日でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 今、説明された資料3ページに、面白いことが書いてあるんだけど、病原体がベータコロナウイルス属のとずっと行って、括弧の中に令和2年、中華人民共和国から世界保健機構に対して云々と書いてあるんですけど、これは国でこういうふうにしたんですか。

○元川国保年金課長 こちらの条文なんですけれども、元々先ほど一部改正と申しあげ

ました，新型インフルエンザ等対策特別措置法の中でこういう規定で条文が示されておりまして，その条文がなくなった，削除されたので，改めてその文言で定義するようにということで示された文言でございます。

○**下村委員** これはイギリス型の変異はどんなっちゃうの。

○**元川国保年金課長** その辺，私どもも心配したのですけれども，厚労省の通知の方で，最近言われてますイギリスとかで主に見られます変異種等，そういったものも従来より含まれていると，この定義の中に含まれていることを申し伝えますという一文がありますので，これまでのコロナウイルス感染症と同じ定義ということで，国保でやっております減免ですとか，傷病手当金の対象に変更があるものではございません，ということになっております。

○**塚原員長** 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○**塚原員長** それでは次に移ります。2補正予算の専決処分の報告，老人福祉センター等整備事業について執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課でございます。資料⑱をお願いいたします。補正予算の専決処分についての報告でございます。令和2年度土浦市一般会計補正予算，第13回で専決処分をさせていただいております，ふれあいセンターながみねのエアコン故障に伴う修繕が困難となったことから，早期の対応が求められました。そのようなことから，地方自治法第179条第1項の専決処分一般会計予算の補正措置を講じたものでございます。事業の内容につきましては，4系統ある内の1系統の故障に伴いまして，パッケージエアコンを8台設置しまして，3月12日に一般競争入札を予定しているものです。工期につきましては6月末を予定してございます。ちなみに専決処分をさせていただきましたのは，本年1月25日でございます。補正予算額につきましては，5目，老人福祉費の14節，工事請負費1,498万2,000となりまして，全額令和3年度に繰越させていただくものでございます。以上でございます。

○**塚原委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○**塚原委員長** それでは次に移ります。3補正予算の専決処分の報告について，新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業，新型コロナウイルスワクチン接種事業について，執行部より説明をお願いします。

○**羽成健康増進課長** 令和2年度土浦市一般会計補正予算，第14回についてご説明いたします。補正の理由は，新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は，新型コロナウイルス感染症による重症者や死亡者の発生を出来る限り減らし，新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図る事を目的に，予防接種法に基づく臨時接種を実施いたします。つきましては，医療従事者等へのワクチン接種を迅速かつ安全に予防接種を開始できるよう，必要な体制の確保と接種に係る費用について，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，補正予算の専決処分したものでございます。

事業の概要でございますが、新型コロナワクチン接種事業でございますが、医療従事者等へのワクチン接種に係る費用1回あたり2,070円、税込2,277円が国から示されております。また、財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、補助率10分の10を活用いたします。支出の主なものは医療従事者、土浦市内に約6,000人医療従事者がおりますので、そちらの方への接種費用となります。また、2新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、医療従事者等へのワクチン接種を迅速かつ安全に実施するため、必要な物品等を備え実施したいと考えております。財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、補助率10分の10を活用いたします。支出の主なものは、接種後の副反応に備えての医薬品の購入や、衛生用品の購入、また器官挿入や酸素ボンベなど緊急時に対応するために必要な機材を購入したいと考えております。事業につきましては、令和2年度執行額を除き、繰越したいと考えております。補正額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算額2,752万7,000円、こちらについては、国庫負担金の歳入を見込んでおります。また、歳出につきましては、先ほどご説明しました接種費用の委託料が主なものとなっております。次に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補正予算額でございますが、3,787万7,000円。こちらにつきましても国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を見込んでおまして、歳出につきましては、需用費と医薬品、使用料及び賃借料、工事請負費等の費用が必要となっております。こちらの同額を歳出予算となっております。専決日は令和3年2月1日となっております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、続いての公立保育所民間活力導入実施計画後期計画についてですが、先日の臨時文教厚生委員会での題材となりますので、こども福祉課以外は退席となります。退席前に何か執行部からありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 なければ、退席して結構です。お疲れ様でした。

○塚原委員長 それでは、その他に移ります。1公立保育所民間活力導入実施計画後期計画について執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 こども福祉課でございます。公立保育所民間活力導入実施計画後期計画についてでございます。1月27日の臨時文教厚生委員会におきまして、公立保育所民間活力導入実施計画後期計画における考え方を取り上げさせていただき、ご議論をいただきました。現在残っている公立保育所のうち、拠点となる施設は残し、一部を民間活力導入の対象とするという考えでございますけれど、前回に

引き続き、一部の民間活力導入につきまして、民間にお世話になるのが良いのか、公立が良いのかという点につきまして、現在の市の考え方、理由等をお示しさせていただいたうえで、ご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。では資料②、公立保育所民間活力導入実施計画後期計画について説明させていただきます。現在策定中の公立保育所民間活力導入実施計画後期計画の内容でございます。1番の、策定案の内容ですが、エリアごとに地域の子育ての拠点的作用を担う公立保育所を存続させるとしております。エリアは、北部、中央、南部の3つで考えます。北部には神立保育所、中央エリアには認定こども園土浦幼稚園、土浦幼稚園と東崎保育所を集約します。これと天川保育所、南部には荒川沖保育所につきまして、拠点的作用を担うものと位置付けます。そして、中央エリアのもう1つ霞ヶ岡保育所については、民営化の対象とし、今後5年間で実施時期を検討するとしております。そして、2番の民間活力導入を継続する理由、霞ヶ岡保育所を民営化の対象とする理由でございますが、1で公立保育所の役割、必要性和、民間活力導入の有効性と、市の財政負担のあり方につきまして、バランスを考慮し、総合的に考えて、5か所の保育施設のうち、4か所を存続させ、1か所を民間活力導入の対象とすると考えるものでございます。2は、民営化自体に有効性が認められることでございます。公立保育所には、地域の子育て支援の拠点やセーフティネットとしての役割があると捉えておりますけれども、一方、民営化により、施設整備なされ、きれいな園舎に建て替えられたり園庭が広くなったり、保育サービスの拡充として民間の特色を生かした教育や保育、例えばスイミング、運動、英語などが図られ、保護者からも一定の評価を得ております。3は、市の財政負担が増えることでございます。園舎の整備にかかる経費と、保育所を維持していくための経費でございます。霞ヶ岡保育所は、天川保育所と比較して、園舎の老朽化が進んでおりまして、近い将来の建て替えや大規模改修が必要になってきます。各保育施設の整備については、築40年以上経過している施設として、認定こども園土浦幼稚園、荒川沖保育所、神立保育所に続いて霞ヶ岡保育所も改修等を行うことになると、市の財政負担が増えます。現在コロナ禍で、税収等が先行き不透明な状況がある中で考えていく必要があると思っております。そして、4ですが、民営化を考える場合には、実施の効果がより期待できる施設に導入することが望ましいと考えます。天川と霞ヶ岡とで、どちらがより実施の効果が高いかを考える指標としまして、入所率を見て比較をしました。天川の入所率は、常態的に100パーセントを超えています。一方霞ヶ岡は73.3パーセントでございました。両者を比較すると、霞ヶ岡が低いのは、施設の老朽化や、立地条件、交通の便等といった理由があると考えられます。あとは、保育士不足という理由もあるとは思われます。しかし、保育士不足につきましては、財政的な面や全国的な保育士不足から、正職保育士の採用が難しい状況にございます。なお、この入所率につきましては、後ほど別資料で入所希望者数の状況などについてご説明させていただきます。そして、支援が必要な児童につきまして、民間保育所とともに、公立保育所でも受入れをしておりますけれ

ども、霞ヶ岡を民間移管した場合でも、存続する4つの施設に保育士を集約したうえで、民間とともに、公立保育所4施設で、柔軟に対応していけると考えております。天川や認定こども園、荒川沖、距離的にも十分対応できると思っております。さらに、公立4施設に保育士を集約すれば、公立の各施設で、受入児童数を増やすことができますし、民営化した施設でも、その定員人数分の受入れを確保できます。こうした理由から、霞ヶ岡保育所を民間活力導入の対象とすると考えております。

3番の、今後の予定ですが、パブリックコメントを2月5日から2月18日まで実施しておりまして、ここに寄せられたご意見に対して、今後市の回答や考え方を公表します。また、3月に第4回策定委員会を開催して、文教厚生委員会でのご意見も報告させていただきまして、策定委員会において、計画の内容を決定いたします。続きまして、入所率の関係の資料②をお願いいたします。参考資料ということで保育施設における希望者数の比較等です。この資料については、これまで作成したことがなく、作り方が非常に難しかったのですが、参考までに作成させていただきました。令和3年度入所については現在調整中であり変動がありますので、昨年の令和2年4月入所についてのデータから拾っております。では、1番についてですが、令和2年4月入所時点での、霞ヶ岡保育所と天川保育所との、入所希望者数の比較をしてみました。入所率につきましては、霞ヶ岡保育所は定員90名のところ66名が入所しており、73.3パーセントの入所率です。天川保育所は定員60名のところ60名が入所しており、入所率は100パーセントでございます。太枠の数字に着目していただきたいのですが、空き人数は、保育所側で受け入れ可能な人数でございます。これに対し希望者数については、希望する保育所を書きたいだけ書けるのですが、例を挙げれば10個でも20個でも書けるのですが、それを第1から3希望までのものと、第4希望以降のものに分けており、その中でも、大多数は第1から3希望までで決まる傾向にありますので、こちらに着目しております。そして、その中で実際に入所が決まったのが、入所人数です。合計のところを見ますと、霞ヶ岡は、空き人数23名のところ、第1から3希望は16人、ほぼその中で、入所者数は12人でございます。天川の方は、空き人数16名のところ、第1から3希望は23人、ほぼその中で、入所者数は14人でございます。年齢別にみますと、1歳児や3歳児が大変競合するのですが、天川のほうが空き人数に対して希望者数が多い状況がございます。これが、霞ヶ岡と天川の比較でございます。次に、2番の前期計画における民営化前後の希望者数及び入所率の変化でございますが、これまでに民営化した保育所について、民営化直前の公立最終年と、令和2年4月の時とで、入所希望者や入所率を比較してみました。桜川保育所では、令和2年4月移管で、園舎を建て替えています。公立最終年希望者45人、入所率64.4パーセントに対しまして、令和2年は希望者71人、入所率85.6パーセントと、希望者数、入所率とも増えています。希望者は26人増えています。都和保育所、都和保育園となっておりますが、令和元年4月移管でございます。平成3年築の既存園舎を活用しております。公立最終年希望者48人、

入所率68.3パーセントに対し、令和2年は希望者数50人、入所率77.3パーセントで、入所率につきましては定員を120人から110人へ変更しており分母が小さくなっておりまして、増えていますが、希望者数の差は2人の増です。ただ、令和3年は、22人の増で着実に増えてます。竹ノ入保育所は、平成30年4月移管でございます。昭和54年築の既存園舎を活用していますが、公立最終年希望者47人、入所率115パーセントに対し、令和2年は希望者数27人、入所率105.0パーセントです。希望者数は20人減っていますが、民営化後に慎重な対応をして、空きを17人と少なめに設定していたことが影響していると思われます。入所率は100パーセントを超えており、定員よりも多めに受け入れをしています。令和3年度は、土曜日の保育時間をそれまでの7.5時間から11時間へ変更したこともあり、希望者は42人とこちらも着実に増えております。新川保育所につきましては、平成30年4月移管です。近傍地の既存施設を活用しておりまして、また、定員を60人から80人へ20人増やしております。施設も比較的新しいきれいなものでございます。公立最終年希望者16人入所率50パーセントに対し、令和2年は希望者99人、入所率111.3パーセントと増えています。民間へ移管した施設については、いずれも希望者数が増加しており、民間活力導入は、保護者の方々の思いに込められていると思われます。繰り返しになりますが、市の公立保育施設の在り方をどう考えるかについては、その存在意義を再検討したうえで、民活の有効性と市の財政負担をも考慮して、その中のバランスを考慮し総合的に考えた結果であり、民活の対象は其中で比較をして検討したものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○矢口委員 今示された数字を見る限り、民営化は良い方向にいつているんでないかという気がしています。提案なんですけれども、1度現場を見に行きませんか。民営化した施設、委員会で見に行ってお話を聞いてくるというのはどうでしょうね。

○塚原委員長 今、この時期なので。時期を見計らっていくというのであれば、いいのかと思うんですけれども。

○矢口委員 特に聞いてみたい話が、公立の時から継続して民営化された、ご家庭の親御さんの話を聞いてみたい。保護者の方。

○塚原委員長 なかなか親御さんとお会いするというのは難しいのかもしれないんですけど、公立保育所民間活力導入の委員会の方で、アンケートを出したものがあつたんですよ。それは見ていただくのは可能だと思うので、その後でも、なかなかご家族の方に来ていただくというのちょっと難しいです。

○矢口委員 行った時に園の方で、もし計らいをいただければ、保護者の代表の方のお話も聞いてみたいなどという程度のことで、必須ではない。

○塚原委員長 検討してみましょう。取りあえずアンケートを見ていただいて、どういう方向になっているのか、結構幼稚園に偏りがあつたりするんですよ。この幼稚園は凄いいいアンケートきてるけど、この幼稚園はちょっとどうなのというところ

も、民間活力したところですね。全体として良い形になっているかと思うので。すみませんけど、アンケートの結果を今日じゃなくてもいいので、お見せできるものに関しては出していただければと思うんですけれども。

○鈴木委員 見たい人だけでいいよね。

○塚原委員長 全員じゃなくても全然いいと思うんで、特に新川なんかは凄く良くなっていると思うんですよね。ですから、そういうところ見せて頂くのも全然良いと思うので、もし是非見たいという方は行っていただいてもいいんじゃないのかなと。向こうの都合もあると思うので、調整しながら。まずアンケートの結果だけでも準備いただければと。

○目黒副委員長 私もどちらかと言うと、民間活力導入を進めていった方が良いのかなと、私のイメージというか気持ちなんですけれども。皆さんそれぞれの立場で問題点とか色々な抱えていらっしゃると思うんですね。運営側でいうと公立第一となってくるでしょうし。また、保護者の方からすれば、いかに利用しやすいかというのがまず望まれるんでしょうし。保育士さんからすると生活掛かっていることというので、安定の雇用が多分望まれていて。皆さんの立場でそれぞれ望んでることが銘々違うと思うのでそれを解消するため、あと1番はお子さん達が安心して通うというのが大事だと思いますので、そういった意味であっても、まずは移行にあたってしっかりと引継ぎですかね、色々な事例を見ていたら大体3か月ぐらい目安に民間側と公立側で引き継ぎをして、皆さんが安心できるような状況になって引継ぎをやっているというのも見られましたし。それであっても、それぞれの立場で不安なところがあると思うので、それを解消する意味でも、市の方がうまく間に入って、潤滑油じゃないですけど、うまく回るようにそれぞれの立場の意見を拾って、いい方向にやって行くというのが大事なのかなと思います。市の財政のことも考えて、これは本当にやるべきだと思うので、であればしっかりとそれに向かって、どうすればいいんだというのは必要なのかなと思いますね。やってみなきゃ分からないということも多々あると思いますので、もしそういうことでつまずけば改善していけばいいんだという前向きな考えで、是非取り組んでいただければと思います。私はそういう思いで、後は個人的なことでいいますと、私の子どもが20年以上前に幼稚園ですけど、市立の幼稚園に入りまして。その当時で、うちの子どもは発達障害を持ってまして、快く受け入れていただきまして。うちの子どもに手厚くですね、先生も付いていただいて対応していただきました。幼稚園の方でなんで受け入れたんだという一番の理由は、世の中にはこういった人達もいるんだということ、他の児童に知ってもらう意味でも助かるんです、というか勉強になるんですと前向きなことで、柔軟な対応をしていただきまして、市立は凄くありがたいな、柔軟な対応をしていただけるんだなと非常に思いました。保護者の方も、一番望まれてるのは、延長保育だったり休日保育だったりだと思いますので、民間であればそういったことも柔軟に対応できるかと思います。ただ、丸っきり保育士さんがガラッと変わっちゃうということが、年齢層も上がってきていると思うんですけれども、そこ

ら辺も、しっかりと市の方でサポートしていきながらやってくれたらなと、私の思いでございます。以上です、

○下村委員 この問題は、最初に説明を受けた時には、土浦幼稚園と東崎保育所を一緒にして認定こども園ですよって言って、1つだけだったんですよ。これ格差が出ちゃうんじゃないの、検討し直して言って。私はそういうつもりで、市民は公平に色んなものを享受できなくてはいけない訳ですよ。ですから、話をしたら増えてきたんですよ。3つのゾーンですか、エリア。所謂北部、中部、南部と。私はまだ、市長が公約で公立保育所を残すんだというようなことで、こういう1つの認定こども園という案で提案されてきた。そうしたら、こういうふうにならば3つのエリアでこれだけ残します。令和3年、4年、今度は認定こども園、土浦幼稚園かな。こういった所が先に改修して出来てくると。良いことだと思うんですよ。そうやってエリアを3つに分けたんだけど、欲言えれば5つくらいに分けて欲しいな、というのがあるんです。人口の動向というのかなそういったことも調査したり、子ども達はどういうふうな地域にはこれだけいるんだよ、というところで規模が変わってくるんだろうと私は感じるんです。これ市民の権利として、残すのであれば5つなりの地域割したらそこにすべて1つずつ置くべきだというふうに私は感じるんです。経緯はだから1つしかなかったのだから、これだけ残るようになったんです。なんで、ここで子ども達のこと、色々考えるのに、なんで市の財政負担が増大だっていう話が出てくるのかなと思うんですよ。市の財政は負担、とっくの昔から、民間活力導入の時からそれは分かっていることだろうと思うんです。我々が皆さん執行部側からご意見をとわれれば、私はそういう意見。しかし、財政も確かに苦しいと思うんですけれども、残すんだというんだったら、きちんと全体のことを考えて、市全域を考えてエリア分けをきちっとして、例えば北部エリアで神立だけ残したところで、新治はどうするのよという話になっちゃうし。あるいは、おおつ野地区、上大津地区の方は、確かに神立なんだろうけど、今度共同病院の方には相当な、膨張した新しい都市ができてるけれども、あるところで止まってしまうよっていうのが分かっているから、そちらまで考えないとかあるんでしょうけれども。しかし、きちんとした、やるんなら5つなら5つ、今3つとって1つ、中央エリアだけが3つにならないで2つにするんでしょうけれども。理由が財政だと言ってるんだな、わりあいと。最後に表で天川保育所は人気があるけれど、霞ヶ岡保育所は減ってきているよと。地域性がある、その人口の構成が、若者がいるのかいないのかでも大分変わってくるし、そこら辺も含めて検討されたんでしょうけれども、私なりに最終的な意見とすれば、こういったことを進めていくのなら、これはやって行って欲しいと思います。もう1つ、格差というのか不公平なのか分かりませんが、市長としてはこれをやる、いくんだということできたんだから、もうひと踏ん張りして、財政はやっぱしょうがないですね、3つ残すというのであれば。まず、最初に民間活力導入でやると、1年間に何千万というお金が一時的に減るんです。だけれど、今度は市の補助金として委託する分だけどんどん出てくるから、市の職

員を使うのか、民間の方に委託するのかというのはそんなに差はないのだと思うんですよ。ところが、施設費だけ。いろんな面で、施設費は掛かってくる、整備費とか、維持管理費、所謂ランニングコストとか、いろんな事です。そういったことでは、存続させるとやっぱりずっと継続していっちゃうと。お金がかかってくるのは仕方がないのかという感じはします。存続するどうのこうのって、霞ヶ岡保育所が無くなったとしても、4施設に保育士を集中することが出来れば、受け入れ人数の増加や支援の必要な児童の受け入れ等にも柔軟な対応が可能になりますというけれど、霞ヶ岡保育所が無くなれば、そこに入っている子ども達が、次は説明会があってどっか、じゃあ天川に行ってください、土浦に行ってくださいって言われながら行く。そうすると、そこでもまた、保護者の負担も発生するんだってことも、検討もされたんでしょうけれども。残せるスタート点が、市長が公立保育園を残すんだって始まったことだから、1つだけ残すんだったらおかしいでしょうと言ったら、これだけ残ってきたと。そこだけはよくご認識いただいて執行部側では考えていただいた方が良くと思います。以上です。結論は、霞ヶ岡保育所を残したらどうですか。

○塚原委員長 1つ、市長の公約というお話ありましたが、市長は全部を残すよとは言っていないんですよね。民間活力導入の中で民間活力導入をしながら、残す所は残すとはお話をしているので。下村委員の言うのも分かります。なんで1つだけ残ってて、それだけあれしなないんだよ。ただ、全体を考えるとやっぱり民間活力という中で、今の園舎もそうですし、やっぱり人気がある所って園舎が新しくて、園庭も広くて、先生達的环境も良くて、そういうところを1, 2, 3番目に選んできてるんですよね。そうすると、さっき課長の方から20番位まで書いてくる人がいると。入りたいのはやっぱり1番から3番くらいのところに入りたいわけですよ。自分の所から近い、もしくは園庭きれい、遊具がいい、もしかしたら給食なんかも凄いい凝ってる、英語はやる、プールはやる。色々魅力があるというのを優先にしていると、思うんですけども。そういう意味からすると、今の状況からしたら霞ヶ岡の所は民間活力導入しながら、新しいものを吹き込んでもいいのかなというのが、私が言ってあれなんですけれども、公立保育所民間活力導入の中でそういう話になっています。元々は、前回の前期からすると、すべての幼稚園、土浦幼稚園も全部民間だと。文教厚生としたら、色々な障害を持っている子ども達もいるかもしれないから、せめて1つだけは残してほしい、それを後期計画に生かしてほしいとずっと文教厚生で言ってきたんですよ。ただ、やはり順番が間違っちゃったのは、いきなり認定こども園というふうになってきたから、それはおかしいんじゃないのと。それは公立保育所民間活力導入の中で、こういう形の中の1つは認定保育園だよってなっていれば、ああそうかとなったと思うんですけども、その辺の順番がちょっと違っちゃったかな。そういうことがありながらも、今までの流れとしては、そういう子ども達を見ていただけたところが増えて、中央だけではなくて、北にも南にも、中央にも残してもらえたと。そういう子ども達的环境を整備できる

っていうことは良いのかなというふうに理解してですね、その時に霞ヶ岡だけどうするんだ、1個だけ残るのだから、それだけやっちゃえばいいじゃないか、そこは民間に任せた方がもしかしたら、良くなるんじゃないかなというのが活力導入計画の中の大まかな意見ということです。ただ、今下村委員の言ってくれたものも含めて、3月の民間活力導入の中ではそういう話が出ましたとは伝えようとは思いますが。

○下村委員 意見を言いますけれども、じゃあ悪い所、民間にあげるんですかと言われちゃうよ、受ける側は。悪いと言ったら言い方おかしいけれども、天川の方が良いと言われたらどうするんですか。

○塚原委員長 それは駄目ですというしかない。実は、本来次の順番どうだったかというのは色々あるんですけども、そうすると結果的に財政というところに、行きついちゃうかもしれないですけどね。大体今回の土浦幼稚園やるにしても、4億5,000万くらいかかる。荒川沖保育所、今の所じゃあれだから、どこかに土地買って駐車場スペースも安全な所にしようという、またそれくらいかかる。色々な環境を考えると、4つは厳しいのかなとかね。

○下村委員 5つは厳しいんだよ。これ4つ置くんだよ。

○塚原委員長 違います。天川はそのままじゃないですか、今の所。神立と認定こども園と荒川沖保育所をやっぱり変えなくてはいけない。きれいにするなり、場所を変えるなり。

○下村委員 新耐震じゃないから、荒川沖の。

○塚原委員長 荒川沖なんかは、道路からもうちょっと出たら、車がびんびん通っているところを子ども達が帰らなくてはいけないとか、色々考えると、もしかしたら場所を選定して、新しい所を建てなくていけないのかなとかですね。色々考えるとお金というのは、必然的についてくるものになっちゃうのかなと。だからといって、霞ヶ岡が悪いから他に渡すというわけではなく。

○下村委員 そういうふうに聞こえたよ。

○塚原委員長 ただ、やっぱりそこをうまく活用してくれるところがあるのであれば、それでも良いのかなと。まだ、民間活力導入を継続しながら4つを残す方向になったというふうに考えていただけるといいのかなと。

○下村委員 そういう話だったかな。

○塚原委員長 実際、会議に来てる人も、土浦幼稚園が残るとなったり、民間活力導入の会議じゃなかったみたいなの、そういうのがあったんですよ。ただ後期計画は、また後期計画になった時に、皆さんで話し合いをしていただいて残すか残さないか決めます、というのが最初だったみたいなので。私は活力導入の最初にはいなかったものであれなんですけれども、そういう流れの中で、今4つを残そうということになったと、ご理解いただければと思うんですけども。

○下村委員 委員長の、民間活力導入計画の後期計画の方の委員として、聞かれてる時のお話とご意見だと思うんです。こちらの委員会では、それぞれの人が思うことを言わなければならないのだろうと思うんですよ。我々は教育委員会とかあるいは保

健福祉部所管で、特にこれが問題になっている、民間活力導入とか後期計画なんて、私はそういうこと関係ないんですね。私は子どもの事を考えて、一番最初に言ってきたのは、民間活力導入ではなくて認定こども園土浦幼稚園を残すと言ってきただけだから。だから民間活力導入とかじゃなかったんですよ。だから、それに対して我々が意見を出したら、エリアが増えたんでしょう。

○塚原委員長 良い事じゃないですか。

○下村委員 いいんですよ。そういう事を言っているの。1つばっかり出したって駄目だってこと。要するに市の財政がどうのこうのじゃなくて、ここの部分は元に戻れないけれど、残っている保育所はすべてやっぱり市の管理でやって行くべきだと思うんですよ。

○塚本保健福祉部長 委員の皆さんのご協議、色々議論いただきましてありがとうございます。その中で下村委員からありました、認定こども園の話が最初にあって、それが変化してという話で聞いたのですが、この保健福祉部長となって去年の4月、まずはこの民活の導入の計画ですね、公立保育所民間活力導入計画、これの前期計画の締め切りが今年度なんだと。今まであった10の保育所の内、残りが東崎保育所なんだって担当の方から4月の段階で聞いたのです。要は、東崎保育所どうするのか。6、前期でやろうとしまして、その6の内の残りが東崎保育所だった。でも、その段階で、4月に来た段階で土浦幼稚園の廃園の部分との協議があって、1つの案として認定こども園という話があったんですね。そういうことで認定こども園、東崎保育所をどうするかの話が認定こども園の話ということで。残りの6の内の東崎保育所がそこで解決したと。もう1つ、前期計画の後の後期計画が、10の内4残っている。4の後期計画の、4は前の中川市長ではなく、今度安藤市長が4をどういうふうに民活するか考えなくてはならない。考えたのが、今回4の内の霞ヶ岡の1を民活しようという話になったんで。そういうことで、認定こども園の話から、そこから変わっていったわけではないです。後期計画で、残りのやつをどうするかと変わっていったわけではないので。ある程度切り離された考え、ということですよ。

○下村委員 部長には申し訳ないけれど、私達が知ったのは認定こども園の話からしか聞いていないの。それは部長が就任した時は、それはそれでしょうよ。この話が出てきたのは、認定こども園を作りますよ、土浦幼稚園と東崎保育所でやりますよ、それありきの感じできたんだよ。だから、私らは執行部じゃないんですから、分からないですよ、その中身は。ただ、説明はそういうにあったんですよ。市長も公約に掲げてるからいいんじゃないの、と私は思うわけですよ、どうせ残すのなら。1つ残すならば、3つでも4つでも残してくださいと。要するに市民全体が公平に市の政策を享受できる、そういうことが大切なのかなと私は思っただけでね、平等にね。そういうふうに思っているから、そういうこと言っているだけで、民間活力導入ありきじゃないよという市長の考え方は、それはそれでいいと思うんですよ。これはまた、やったらその内、やっぱり民間活力した方がいいやとなるかもしれない、

これは分からないんですよ。私はそう思っているだけ。部長は、自分が就任された時には、そうなっているというけれども、私達は去年初めて、認定こども園作りますよとそれありきの感じで説明があったわけですよ。それ以外は知らなかったわけですね。だから私は、市長の公約がとそのように言ってしまうわけです。だから別に攻めているわけではないですよ。以上です。

○鈴木委員 私は文教厚生委員だけ3期、その前に総務委員をちょっとやっていますけれど、その3期の中の流れを考えていくと、違和感があるようでない。最初は、民活の策定委員会にも出てましたけれど、その中で民活に対して反対をしていた。ところが、その当時の市長の主張が民活導入ということで、その流れで前期計画から策定に入った訳ですよ。ようやく後期計画まで策定が終わって、3月の最後の第4回の策定委員会で、これを決定したいということで、このまま決定してもらえばいいと思うんです。その後、後の話で今から文教厚生委員会で話すとしたら、残った保育所に対して、今、下村委員もおっしゃった通り、途中で駄目になるかもしれないし、公立として残っていくかもしれないし、認定こども園にした方がいいのかもしれない。それは文教厚生員会で話しをしていくことであって、前市長の時から始まった民活の計画が、ここまで途中で多少の変更があったにしてもこれで収まったんだから、ここで1回これを決めていただいて、その後また、その結果を検証しながら、委員会なりで新しいことを考えていけばいいじゃないかなということ。長らくこの議論をやってきたのですが、このあたりでね、終止符を打って、1回この計画を決定していただいて、その後また新しい展開でね、ここで話をしていけばいいんじゃないですかね。

○塚原委員長 実際、霞ヶ岡を受け入れるところがあるかどうかというのも当然、下村委員の言われたように、受け入れるところがなかったら潰すと言うわけではないので。やっぱり次の事を考えなくてはいけないと思うので、そういうことで進めさせてもらえればとは思いますが。また、霞ヶ岡をやっていくのは5年間歳月があるわけですから、それを本当に民活にした方がいいのか、それともやっぱり残しておいた方がいいのか、そういうことも当然出てくると思いますので、進めながら相談させてもらえればと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塚原委員長 以上で提出された資料の説明はすべて終わりました。ありがとうございました。以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん長時間にわたりご苦労さまでした。